

社会保障審議会資金運用部会（第29回）

日時：令和7年7月30日（水）9：30～12：30

場所：全国都市会館 第1会議室

高島資金運用課長

皆様、おはようございます。

定刻より1、2分早い状況ではございますけれども、皆様、お集まりということでございますので、ただいまより、第29回「社会保障審議会資金運用部会」を開催させていただきますと思います。

私は、資金運用課長の高島でございます。

委員の皆様方におかれましては、お忙しいところ御出席いただきまして、ありがとうございます。

議事に入る前に、前回3月27日の資金運用部会の開催以降、事務局に人事異動がございましたので、御報告いたします。

年金局長の朝川でございます。

大臣官房審議官（年金担当）の吉田でございます。

朝川年金局長より、御挨拶をさせていただきます。

朝川年金局長

先生方には、大変御多忙の中、お集まりいただきましてありがとうございます。

GPIFも新しいガバナンス体制の仕組みに移行してから、着実に成果を出していただきまして、今年度から第5期中期計画の期間に入りました。

国民の信頼に答えて、積立金という貴重な財産を将来の年金給付のために役立てていくということが大変重要でございますので、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

委員の皆様方には、引き続き、年金積立金の管理運用につきまして、専門的に御審議いただければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

高島資金運用課長

続きまして、前回の資金運用部会の開催以降、委員の異動がございましたので、御報告させていただきます。

本日の部会までに、神作部会長、五十嵐委員が御退任されました。

今回、新たに就任された委員を御紹介いたします。

東京大学大学院法学政治学研究科教授の加藤貴仁委員でございます。

日本商工会議所企画調査部長の山内清行委員でございます。

次に、委員の出欠状況について御報告申し上げます。

本日は、委員全員に御出席をいただいております。

井上委員、岡野委員、金井委員、原委員、福田委員、山内委員、GPIFの尾崎監査委員におかれましては、オンラインにて御参加いただいております。

また、原委員におかれましては、所用のため出席が遅れるとの御連絡をいただいております。

御出席いただいている委員の方の定足数が3分の1である5名を超えておりますので、本日の会議は成立していることを御報告申し上げます。

次に、部会長の選任について御報告申し上げます。

神作前部会長が御退任されておりますので、部会長選任の必要がございます。

部会長の選任につきましては、社会保障審議会令の規定により、部会長は当該部会に所属する社会保障審議会の委員の互選により選任することとされております。このたび、社会保障審議会の委員であり、かつ、本部会に所属されている大野委員に部会長をお願いすることとなりましたので御報告申し上げます。

それでは、これからの議事運営につきましては、大野部会長をお願いしたいと思います。部会長就任に当たって、大野部会長より一言御挨拶を頂戴したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

大野部会長

大変僭越ながら、部会長に選任いただきました、武蔵大学の大野早苗と申します。

これまで、委員の1人として資金運用部会に参加させていただきまして、いろいろと学ばせていただきました。

今後は、神作前部会長の後を引き継ぎまして、大変微力ながら、少しでもこの部会にお役に立てるよう、尽力したいと思います。

簡単ではございますけれども、これにて挨拶とさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、部会長代理の指名をさせていただきます。

社会保障審議会令の第6条第5項に部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員または臨時委員のうちから、部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理すると規定しております。

部会長代理につきましては、徳島委員をお願いしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの意思表示あり)

大野部会長

ありがとうございます。

それでは、徳島委員におかれましては、部会長代理席へお願いいたします。

それでは、徳島部会長代理より一言御挨拶を頂戴したいと存じますので、よろしくお願
いいたします。

徳島部会長代理

徳島でございます。

大野部会長の御指名ということで、微力ながら尽くしたいと思っておりますので、よろしくお
願いいたします。

大野部会長

どうもありがとうございました。

それでは、恐縮ですが、カメラにつきましては、ここまでとさせていただきます。

引き続き、ただいまから議事に入らせていただきます。

本日は「GPIFの令和6年度業務実績評価」「GPIFの第4期中期目標期間実績評価」、最
後に「その他」として、業績実績評価書の訂正について、事務局から報告があります。た
だいま申し上げた3点を議題といたします。

初めに、事務局より審議の進め方について説明をお願いいたします。

高島資金運用課長

それでは、本日の審議の進め方について御説明いたします。

今、部会長からお話ございましたとおり、議事は3点「GPIFの令和6年度業務実績評
価」「GPIFの第4期中期目標期間実績評価」、そして「その他」でございます。

最初に、GPIFの令和6年度業務実績評価について御審議いただき、その次に、中期目標
期間の業績評価について御審議いただくという流れになります。

7月25日付で厚生労働大臣から社会保障審議会資金運用部会宛てに、令和6年度業務実
績につきましては、資料1-1、タブレットで申し上げますと、番号④になるかと思えます。
第4期中期目標期間の実績に関しましては、資料の2-1、これもタブレットでは⑦にな
るかと思えますけれども、それぞれ評価の案が諮問されてございます。

評価に関する御審議におきましては、昨年度と同様に、重点化の対象とした項目と高評
価の項目を中心に御審議いただきたいと思いますと考えてございます。

この場合、審議の中心となる項目は、参考資料2にあります評価項目一覧の1-1から
1-7の7項目と、年金積立金の管理及び運用業務という総括のところでございますが、
これが該当いたします。

評価に関する具体的な議事の流れに関しましては、まず、令和6年度業務実績評価につ
いて、GPIFから業務実績と自己評価の御説明をいただきます。

続いて、GPIFの板場監査委員から監査報告、尾崎監査委員から意見がございまして、内田理事長、山口経営委員長からの御発言がございまして。

最後に事務局より、大臣評価の案について御説明するという流れになります。その説明を行った上で、各委員から御質問、御意見をいただきたいと思っております。

次の議題でございます第4期中期目標期間の実績評価についても同じ流れということで、御審議いただきたいと思っております。

最後のその他でございますけれども、これは業務実績評価書の訂正に関する報告となります。

本日の審議の進め方は以上となります。

大野部会長

ありがとうございます。

特に御意見がなければ、先ほどの説明のような形で進めていただければと思います。

それでは、初めに、令和6年度業務実績及び自己評価について、GPIFから説明いただきたいと思っております。

重元審議役

GPIFの審議役の重元でございます。よろしくお願いいたします。

そうしましたら、資料1-2の「令和6年度業務実績報告及び自己評価書説明資料」に基づきまして説明をいたします。

2ページ目をお開きください。

こちらが、令和6年度業務実績評価についての一覧でございます。

各項目におきまして、中期目標上に定められております具体的な目標を達成できているかどうかという観点とともに、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から年金積立金の管理運用を安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたり年金財政の安定に資するという、私どもGPIFに課せられた長期的なミッションに対して、今年度も貢献できたかどうか、そういった視野も持ちながら自己評価を実施したというものでございます。

1番の年金積立金の管理及び運用業務につきましては、この2ページ目の左側の表、これらにつきましては、1項目がS評価、それ以外はA評価という自己評価でございます。

一方、法人の業務運営につきましては、右側の表、いずれもB評価という自己評価でございます。

3ページ目をお願いいたします。

1番の年金積立金の管理及び運用業務の総括でございますけれども、令和6年度におきましても、基本ポートフォリオに基づく運用を着実にいたしまして、リスク水準を抑制しながら、運用目標をおおむね達成したという評価をしております。上段の表に収益の指標とリスク指標をまとめてございます。

中期目標におきまして、超過収益の確保に努めるとされていたことに対しまして、+0.09%の超過収益率の確保、それから長期的には1.7%の実質的な運用利回りを確保するとされていることに対しまして、+3.99%の確保でございます。

リスク指標であります推定トラッキングエラーは、13から27bp、VaRレシオにつきましては0.98倍から1.01倍となっております。

基本ポートフォリオに即した運用を行いながら、安定的に超過収益を獲得するために、運用の多様化や高度化、リスク管理などにつきまして、継続的に改善や強化に取り組みました。

金融工学に基づく定量的な分析に基づき、新たに先進国株式のアクティブポートフォリオや米国投資適格社債ポートフォリオを構築したこと。それから、オルタナティブ投資では、上場市場に対する超過収益を計測できる手法であるSBDAを活用しまして、超過収益獲得の確信度の高い投資案件を着実に選定したこと。リスク管理につきましても、様々なリスクファクターや投資戦略ごとに複眼的かつ多角的な分析を行いまして、精緻な管理を行いますとともに、各資産におけるリスク管理の取組を強化したことが主な業務実績でございます。

また、被保険者の利益のために長期的な利益を確保するという観点から、ESG活動を進めましたほか、長期投資家としてのスチュワードシップ責任を果たすための活動につきましても、新たな取組を含めて推進をいたしました。

企業アンケートに加えて、インタビューを行いまして、機関投資家によるエンゲージメントに関しまして、企業から見た評価や課題を取りまとめて公表したことや、スチュワードシップ活動、ESGを考慮した投資の効果測定を外部機関と共同して実施いたしましたこと。また、持続可能性を考慮した投資でありますサステナビリティ投資につきましても、考え方や目的、主な取組内容などをサステナビリティ投資方針として策定したことが主な実績でございます。

さらに、国民の皆様に対する説明責任を果たしていくという観点から、自ら保有しているオウンドメディアの特性に合わせました広報活動にも注力いたしました。

令和6年度の新たな取組といたしましては、YouTubeでは、業務概況書の内容を分かりやすく解説する動画などを職員が作成し、新たに公開したことでありますとか、X（旧ツイッター）を用いまして、世の中の関心を意識しました、タイムリーな情報発信を行いました。また、公式ホームページにおきましても、新卒職員対談など、人材確保にもつながる情報発信を行ったことが主な実績でございます。

次のページからは、個別項目に沿いまして御説明をいたします。

4ページ目をお願いいたします。

「I-1 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針」につきましては、自己評価をAといたしております。

その根拠につきまして、次の5ページ目をお願いいたします。

この項目につきましては、この表の左側にごございますように、関係法令等に基づき、長期的な観点から、安全かつ効率的に運用を行いますことや、市場の価格形成などをゆがめないように留意をするといったことが掲げられてございます。

右側にありますように、「アセットオーナー・プリンシプル取組方針」を新たに策定いたしました。

また、投資行動につきましては、幅広い分析や迅速な投資判断、機動的な執行を行う運用サイクルが定着し、市場急変時にも的確に対応する取組を進めてまいりました。

これらも含めまして、一番下、この項目につきましては、管理運用を行う全ての項目の基礎となるものでございますが、資産規模が拡大する中にありましても、流動性の確保や、リスクの管理・抑制、収益の獲得に向けた取組をバランスよく実行できる体制を確保しましたことから、この項目につきましては、目標を上回るA評価という自己評価といたしました。

続きまして、7ページ目をお願いいたします。

評価項目の「I-2 基本的な運用手法及び運用目標」につきましては、自己評価をAとしております。

8ページ目に、その根拠を記しておりますので、8ページ目をお願いします。

このページの下段の表につきまして、昨年度の運用収益やリスク指標をまとめてございます。

冒頭に御説明しましたとおり、リスク水準を低く抑え、リスクの低減と収益の確保の両立をさせました。

また、第5期中期目標期間の運用目標でございます、実質的な運用利回り1.9%を満たす、最もリスクの小さい基本ポートフォリオを策定したことも含めまして、この評価項目につきましては、目標を上回る自己評価Aといたしております。

11ページ目をお願いいたします。

「I-3 運用の多様化・高度化」につきましては、自己評価をAといたしております。

次の12ページ目をお願いします。

こちらは、まず、アクティブ運用につきましては、新たに米国投資適格社債を対象としました、アクティブファンドを選定する取組を行いました。

また、運用資産全体の長期的なリターンを向上させますため、国内株式ESG指数投資に対するリスク調整ファンドを設置するといった取組も行いました。

一方、オルタナティブ投資につきましては、LPS投資におきまして、新規の契約締結といった取組も行っております。

このように運用の手法などにつきまして多様化、高度化を図ったことに鑑みまして、この評価項目、自己評価をAといたしております。

続けて、15ページ目をお願いいたします。

「I-4 運用受託機関等の選定、評価及び管理」につきましては、自己評価をAとし

ております。

次の16ページ目をお願いします。

下段の表の右側でございますけれども、定量的分析を行いますコンサルタントを活用しながら、超過収益の獲得能力が高いと認められる17ファンドの選定を行い、これに併せまして、リスク調整をするためのパッシブファンドの選定も行いました。

さらに、既に構築済みの北米株式ポートフォリオにつきましても、12ファンドを追加選定しております。

こうしました運用受託機関構成の高度化等に加えまして、下のほうにあります、インハウス運用における業務執行の透明性、公平性の確保といったことにも取組を進めてまいりました。

こちらにつきましては、少し飛びますが、19ページを御覧いただければと思います。

19ページ目の資料でございますけれども、こちらは、1年前、昨年度の資金運用部会への提出資料をそのまま、ここに載せております。

下段の通報事案の概要の部分を御覧ください。

本件は、自家運用における国債の取引が、特定の証券会社2社に限定して行われているという内部通報がありましたことに基づき、外部の法律事務所に委嘱しまして、事実関係に関する調査を実施したものでございます。

その結果、法令違反や諸規程への抵触は認められなかったとされまして、このことにつきましては、執行部も同様の認識でございます。

本件につきまして、改めて御説明いたしますと、まず、事実関係でございますけれども、こちらは、自家運用における国債入札等の取引が特定の証券会社2社に集中していたという点につきまして、当時、大量の国債を購入することとしておりまして、市場への影響に配慮しながら、約定実績や証券会社のキャパシティ、また大量の国債購入という投資行動に関する情報の秘匿性、これが担保される、こういった点を考慮しまして、2社を選択しておりました。

この取引に関連し、外部の法律事務所の調査結果におきましては、当該2社と、その選択に関与した役職員との間に癒着等の取引外の特別な関係性は認められず、法令違反や諸規程等への抵触は認められなかったとされたところでございます。

3番の今後の対応の部分におきまして、本件取引は、関係法令に沿って行われておりまして、最良執行の観点から市場への影響や情報の秘匿性を考慮して行ったものでありましたが、取引の一部について、業務マニュアル上の例外的な取扱いを継続していた事実もありましたことから、業務マニュアルの改訂等の検討や、例外的な取扱いに至った理由などの記録、投資委員会への報告などが行われることが望ましかったといった点につきまして、改善策を検討するため、執行部内にプロジェクトチームを設置しまして、自家運用の業務プロセスの改善策を検討する取組を進めるという旨を、1年前、昨年7月のこの部会におきまして御報告をさせていただきました。

その後、プロジェクトチームでの検討を受けまして、実際に講じた業務プロセスの改善につきまして、1枚前の18ページに整理をしておりますので、御覧いただければと思います。

18ページ目でございます。

こちらは、プロジェクトチームの検討内容を踏まえて導入した改善策をまとめたものでございます。

上から3点目までは、昨年12月の資金運用部会で御説明をさせていただいたものになりますけれども、それらも含めまして、改めて御説明いたします。

1点目の「法人内での報告ルールの明確化」に関しましては、従来は、リバランスに関する取引については、市場へのインパクトの有無等を投資委員会に報告することを行っておりました。

また、取引先の選択結果の妥当性につきましては、個別取引について決裁者が確認するのが従来の取組でございました。

これを右側の変更後の欄にございますように、さらに取組を進めまして、まずは取引先の選択、あるいは約定実績について、四半期ごとに投資委員会に報告するプロセスの追加をいたしました。

また、リバランスにおきましては、執行額に鑑みて情報の秘匿性及び流動性を重視して、入札の活用あるいは特定の取引先と引き合いを行う場合には、事前に定めました執行方針や、執行結果を投資委員会に都度報告するといった取組を行うことといたしました。これが1点目でございます。

2点目が「業務マニュアル・規程類の整備」でございますけれども、こちらは、従来は、国債取引可能な証券会社の選定につきまして、投資委員会で決定いたしておりました。

一方、マニュアルにおきましては、選定した先からの取引執行時における取引先の選択につきまして、原則である価格競争による売買や入札に関する記載はございましたけれども、さらなる原則外の対応が必要な場合についての記載がありませんでした。

こちらを改善いたしまして、マニュアルよりも上位の規程である業務方針におきまして、売買執行における公平性や公正性の確保に関することや、執行プロセスの透明性に関すること。また、最良執行原則等を規定で明確化することといたしました。

次に、マニュアルに関しましては、国債取引における取引可能な証券会社の選定という従来の取組に加えまして、各証券会社の執行能力の評価や取引執行時あるいは入札時の取引先の選択のルールを明確化することとしまして、投資委員会で決定した上で、マニュアルにそれらを記載するのといたしました。

3点目が「証券会社の執行能力評価の導入」でございます。従来は、国債に関し、過去1年間の約定回数等に基づいて証券会社を毎月ランキングし、その上位の社の比率が高くなるように証券会社を選択するような方法でありました。

これを国債につきましては、債券のリスクを考慮した取引実績につきまして、毎月ラン

キングを行い、そのランキングに応じまして、証券会社の引合いの割合を明確化する形で、証券会社の執行能力の評価を行うことといたしました。

ここまでが、昨年12月のこの部会で御説明させていただいたものでございますが、その後の取組として、4点目、「国債の直接入札への参加」につきまして、従来は応札枠の割当余地や情報秘匿を考慮しまして、証券会社を選択し、証券会社に対して価格を指定した上で、応札の依頼をしておりました。

こちらを「日本銀行金融ネットワークシステム」に参加し、直接GPIFが入札するための手続を整えました。

このように、インハウス運用の執行能力の向上や、執行プロセスの公正性、透明性などを高める改善策に取り組んでまいりました。

ここまで御説明したことによりまして、「運用受託機関等の選定、評価及び管理」の取組につきましては、自己評価をAとさせていただいております。

20ページ目をお願いいたします。

次の「I-5 リスク管理」につきましては、自己評価をSといたしております。

22ページに、根拠を記載しております。

こちらは、リスク管理の高度化の取組としまして、表の右側にありますが、パフォーマンス評価や運用リスクの管理の方法の精緻化を行いまして、適時適切なリバランスに活用しております。

また、※印がございますけれども、※印のところ、自ら構築したツールを活用しまして、日次で把握や分析を行い、金利やクレジット等のリスクファクターや投資戦略ごとに複眼的、多角的な分析を行っております。

そのほか、従来リバランスの対象としてきませんでしたESG指数投資をリバランスの対象とした上で、市場環境等を勘案しながら投資額の最適化を行う方針の公表をしております。

また、第5期中期目標期間に向けまして、資産全体の推定トラッキングエラーの参照値を設定しました上で、参照値超過時の対応等についての方針を定めております。

このような新たな取組も含めまして、リスクを低水準に抑制しながら、必要な収益を確保したことにつなげているということで、この項目につきましては、自己評価をSとさせていただいております。

25ページをお願いいたします。

「I-6 スチュワードシップ責任を果たすための活動及びESGを考慮した投資」につきましては自己評価をAとしております。

26ページをお願いいたします。

その根拠でございますけれども、まず、スチュワードシップ活動につきましては、企業に対しましてインタビューを行い、機関投資家によるエンゲージメントに関しまして、企業から見た評価や課題を取りまとめ、公表をしたこと。また、「サステナビリティ投資方

針」を策定したこと、このような取組状況を踏まえまして、この項目の自己評価をAとさせていただきます。

31ページ目をお願いいたします。

「I-7 情報発信・広報及び透明性の確保」につきましては、自己評価をAとしております。

32ページ目をお願いします。

広報の工夫という点につきましては、この説明の冒頭でも述べさせていただきました新たな取組を行っておりまして、GPIFに対する信頼度も改善傾向にあると、こういった諸々のことを踏まえまして、自己評価をAといたしております。

以上が、管理運用業務についての自己評価でございます。

この後、35ページに飛んでいただきまして、35ページ以降は、業務運営に関する評価項目を整理しております。

まず、35ページでございますけれども、こちらは「評価項目II-1 効率的な業務運営体制の確立」につきましては、組織の再編や情報システム等についての事項でございますけれども、こちらは、自己評価をBとさせていただきます。

38ページにお進みください。

38ページ「III-1 財務内容の改善に関する事項」につきましては、経費節減目標を加味した予算の作成をしているという点から、自己評価をBとさせていただきます。

次が、最後の項目になりますが、39ページをお願いいたします。

「IV-1 その他業務運営に関する重要事項」ということで、こちらは、自己評価をBとさせていただきます。

評定の根拠につきましては、次の40ページを御覧いただければと思います。

40ページでございますけれども、就労環境の整備でありますとか、内部統制、監査の実施、情報セキュリティ対策、こういった取組を着実に実施したということで、自己評価をBとさせていただきます。

自己評価に関するGPIFからの説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

大野部会長

ありがとうございました。

次に、GPIFの板場監査委員より、GPIFの監査報告を踏まえ、御発言をいただければと存じます。

板場監査委員

板場のほうから監査報告について、説明させていただきます。

こちらのタブレットの資料でいきますと⑫、参考資料3になります。その少し後ろのほうなのですが、ページ番号でいきますと、89ページからが監査報告のところになってお

りますので、そちらのほうを御覧いただきたいと存じます。

よろしいでしょうか。

それでは、私のほうから、まず、監査報告について説明をさせていただきます。

89ページに一旦飛んでいただきまして、90ページのところ「第2 監査の結果」というところから説明をさせていただきたいと思います。

第2の監査の結果、まず、1番目でございますが、法人の業務と中期目標計画の達成についてでございますが、全体の結論としましては、法人の業務は適正に実施され、中期目標計画は、おおむね達成されたと考えております。

ただ、一方で一部改善が必要な事項もございます。

この結論の補足事項としまして、その下に記載しておりますが、まず、補足事項の第1段落目に記載しておるところですが、基本ポートフォリオの策定を含めました次期中期計画の策定については、十分な準備と議論を重ねて経営委員会、執行部一体となって適切に策定されたと考えております。

一方で、第2段落は飛んでいただきまして、第3段落、90ページの一番下のところの「また」というところから続くわけですが、第3段落、第4段落、第5段落のところにそれぞれ記載をしておりますが、改善が必要なポイントとしまして、女性活躍推進、それから、人材管理の強化、それから、オルタナティブ投資の管理機能向上と運用の透明性確保につきましては、それぞれリソース不足の解消等を図っていただき、一層の改善を進める必要があると考えております。

続きまして、項番の2のほうでございまして、91ページの中段からでございますが、内部統制についてでございます。

内部統制のシステムにつきましてですが、結論としましては、おおむね適切に機能していると考えます。

ただ一方で、改善が必要な点も2点ほどございますので、そちらを簡単に触れたいと思います。

まず、1点目ですが、(1)の部分でございますが、前年度に発生しました自家運用ファンドにおける例外的な取引手法についてですが、これは、最終的に改善策が策定されました。

しかしながら、それまでに時間がかかり要しておりまして、速やかな是正が行われたとは言えないことから、今後、内部統制上の不備が発生した場合には、スピード感を持って是正すべきであると考えております。

次に、2点目でございますが、(2)のところでございます。

次期基本ポートフォリオの策定情報が、御案内のとおり、公表前に漏えいする事案が、残念ながら年度末に発生しました。

この問題につきましては、経営委員会としましても重大な問題であると捉え、法人として迅速なアクションを取りましたが、今後、役職員とともに機密情報を知り得る関係者に

対しましては、機密情報の取扱いに関する継続的な周知徹底と、情報統制の改善を要請するものであります。

最後に、内部統制システムに関する、その他補足事項、次の92ページ目のところでございますが、リスク管理や内部監査などにおきましては、リソース不足も引き続き一部観察されておりますので、これらの機能強化を実行することを強く期待する次第でございます。

以下、3番から6番の項目につきましては、特段の問題はないと考えますので、説明は割愛させていただきまして、以上で私からの説明は終了させていただきたいと思っております。

大野部会長

ありがとうございました。

次に、GPIFの尾崎監査委員より、GPIFの監査報告を踏まえ、御発言をいただければと存じます。

尾崎監査委員

監査委員の尾崎でございます。

本日は、このような発言の機会を与您いただきまして、ありがとうございます。

私は、今、板場委員から報告があった監査報告、多数意見には反対であります。

資料が手元にないので、ページ数が分かりませんが、89ページ、90ページ以降のところ、監査報告の第3という項目があると思っておりますので、そこをお開きいただきたいと思います。

先ほど審議役から、一昨年度発覚した国債の自家運用の取引先をめぐる問題について説明がありました。また、板場委員からも言及がありました。

これは、一昨年度発覚したにもかかわらず、昨年度も11月に至るまで、管理運用業務担当理事らが適宜選択して決定する証券会社取引を独占させるということが続いておりました。

規程の改正を含めて、是正措置が取られたのは、昨年12月、ようやく12月に至ってからです。

したがって、私の意見は、第3の1にありますとおり、一昨年度発覚した、このような不当な取引先の選定が、11月まで引き続き行われていたこと、これは著しく不当な業務執行が行われたと認めざるを得ないということでもあります。

それから、内部統制システムに関しては、この問題の是正が昨年11月、規程の改正を含めれば昨年12月まで遅れた、これは到底弁解のしようがない著しい不当な遅れでありまして、是正を懈怠したと評価できると思っております。したがって、内部統制機能は十分な機能を発揮していないということでもあります。

したがって、運用受託機関等の選定、管理に関する項目については、所期の目標が達成されていない。したがって、評価としてはC以下であるべきだと思っております。このような意

図的な懈怠が行われているということに鑑みまして、他の面でいかに成績が挙がっていても、この項目については、C以下でしかあり得ないと私は考えております。

そこで、事実関係につきましては、新委員もおられて、若干説明を加えたほうがいいと思うのですが、ただ、これまでの資金運用部会で多少説明があったようにも、先ほど説明がありましたので、若干重複があるかもしれませんが、お許してください。

これは、一昨年度、2023年の12月に至って内部通報がありました。それは、2023年の7月から管理運用業務担当理事らが特定の自家運用に係る国債の購入について、長期にわたって継続して特定の2社に限定して取引を独占させたということであります。

これについては、12月に内部通報により明らかになりまして、2024年3月15日までは調査が完結しておりました。

しかしながら、何ら関係者の処分もなされず、さらに是正措置も速やかに行われず、是正措置は昨年度も長く行われずに、12月に至ったということでございます。

これに関しては、今、審議役からは、法令に違反するところはないし、内部規程にも違反しないと、こういうお話がありました。これは外部の法律事務所の見解というのが錦の御旗になっているわけでございますけれども、この外部法律事務所の調査は、十分な独立性を担保されたものではありません。

それから、その外部法律事務所の弁護士の方々とは、私も報告の際に、質疑応答でお話をしましたけれども、GPIFの業務の公共性についての認識が十分でないこと、それから、GPIFの内部規程に関する十分な知識がないこと、それによって性急に適法、かつ内部規程にも違反しないという結論を導いたものと私は判断しております。

この問題について、適法性、それから内部規程の問題を考える上で、内部規程、業務方法書等の規定がどうなっているかということをお話したほうがいいと思うのですが、GPIFの調達については、これは政府機関の調達と同様に、入札が原則になっております。

しかしながら、運用受託機関あるいは取引先の選定については、専門性あるいは迅速性、そういったものが要求されるので、その例外となっておりますが、業務方法書は、通常の運用受託機関については公募、それから、自家運用の取引先については、適正な基準によって選定すること、これを要求しております。

さらに、このような取引先の選定の透明性、公平性を確保するために、手続的な規制として、組織規程の中に投資委員会の任務として、投資委員会は取引先の選定について審議、議決しなければならないという規定がございます。

ところが、執行部は、この適正な基準というのは、選定可能な証券会社、十数社を選定した段階で、適正な基準による選定は終わっている、実質的要件も、投資委員会による審議、議決も、それによって満たされていると、こういう見解でございまして、その十数社の中から選定することは全くの自由裁量であり、かつ、投資委員会の審議、議決を要しないと、こういう解釈をしたわけでありまして、

これは、私に言わせれば、非常に無理な解釈でありまして、外部法律事務所の見解を待つまでもなく、執行部の方々、特に厚労省出身の理事らが、虚心坦懐に規程の規定ぶりを見るならば、私の解釈に到達すると考えております。

いずれにしても、こういうことをございまして、私は速やかに、この取引先独占の状態を解消すること、それから、規程を改正して投資委員会が個別の取引先の選定の基準、手続について審議、議決すること。そのような任務を帯びているということを明確にする規程改正を行うべきだということを主張してまいりましたけれども、執行部のほうはプロジェクトチームに委ねたということで、昨年11月に、ようやくその結論として業務マニュアルを改正し、投資委員会においてそれを審議、議決し、さらに昨年12月に、執行部が組織規程の改正を行わないものですから、私、当経営委員から組織規程の改正を提案して、それが12月26日の段階において、経営委員会において全員一致で審議、議決されたという経過をたどっております。

このような経過というのは、私としても甚だ遺憾と言わざるを得ないものでありまして、私は、昨年の資金運用部会でもこの話をして、そもそも関係者の処分が行われなかったことがおかしいと申し上げましたけれども、それは、もう取り返しのつかないことで、これ以上言っても詮ないことではあります。少なくともその是正につきましては、速やかになされてしかるべきであった。ところが、それがこのように引き延ばされ、遅れたということについては、遺憾というよりも怒りを感じざるを得ません。

コンプライアンスリスクというのは、いかなる組織にもあるものであって、問題は、それをいかに予防するか、それから、それが発生した場合には、いかに是正し、改善策を講じるかということでもありますけれども、そのような基本がなされていないということについては、極めて深刻な問題があると考えております。

望むらくは、体制も若干変わりましたので、これが、今後、改善されることを望みますけれども、この点は強く指摘しておかなければならないと考えております。

以上です。ありがとうございました。

大野部会長

ありがとうございました。

次に、GPIFの内田理事長より、GPIFの令和6年度業務実績等を踏まえ、GPIFの業務運営について御発言をいただければと存じます。

内田理事長

今年4月に理事長に着任いたしました、内田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

委員の皆様には、平素より当法人の業務運営に対しまして、格別の御高配を賜っておりますとともに、本日、私どもの令和6年度及び第4期中期目標期間の実績評価について、

御審議を賜る機会をいただきまして、感謝申し上げます。

令和6年度の運用実績につきましては、今ほど重元審議役から詳細な説明をいただきましたとおりでございますが、難しい市場環境の中、基本ポートフォリオに忠実な運用を行い、小幅ながらでございますが、プラスの収益を確保することができました。

運用資産規模の拡大に伴いまして、自身のポートフォリオの状況、迅速かつ正確に把握し、市場への影響を抑えながら適正にリバランスを行っていくために、データ分析を強化するとともに、国債の直接入札や、株式、先物の活用など、こういったものに取り組んでまいりました。

また、これらを実現する業務プロセスにおいて、迅速性、正確性だけでなく、国民の皆様の大変な年金積立金資金を預かり、運用する主体として、公平性と透明性を高める取組についても行ってまいりました。

ただいまの監査報告につきましてはでございますが、一昨年度、令和5年度の監査報告書において、自家運用におけます国債取引について、業務マニュアルの例外的な取扱いが継続して行われたことに関して、内部システムの改善と機能強化、これが必要であるという御指摘をいただきました。

執行部といたしましては、先ほど審議役から説明がありましたとおり、昨年5月にプロジェクトチームを発足させ、6か月の期間をかけて順次、業務プロセス改善を進めてまいりました。

令和6年度の監査報告書におきましては、自家運用におけます業務プロセスについて改善が図られたと認めていただきました一方で、業務プロセスの改善が直ちに実行されていなかった点について御指摘をいただきました。

また、基本ポートフォリオの情報漏えいを受けて、情報統制の改善についても御指摘をいただいております。

本指摘を真摯に受け止めまして、今後とも国民の皆様から一層信頼される組織体制の確立を目指し、内部統制上の不備が発覚した際には、迅速な対応に進めてまいります。

私からは以上でございます。

大野部会長

ありがとうございました。

次に、GPIFの山口経営委員長より、経営委員会の立場から、GPIFの業務運営について御発言をいただければと存じます。

山口経営委員長

経営委員長の山口です。よろしくお願いたします。

第4期中期目標期間におきましては、運用面については、複合ベンチマーク収益率の確保という新しい目標の達成というのが、法人にとりましては大きなチャレンジでありま

した。その目標を達成するために、運用の高度化などに一生懸命取り組んできたということでもあります。

組織運営の面では、意思決定、監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会、そして執行を担う執行部、この三者が適切に役割分担及び連携を図りながら、法人運営を行うことが求められておりますけれども、それを現実に行うことができたと認識しております。

経営委員会と執行部の役割分担、連携については、重要事項を中心に執行部と前広に対話を重ねながら議論を尽くし、意思決定が円滑にできるように努めてきましたが、実際にそのように実行できたと認識しております。

基本ポートフォリオの策定を含む第5期中期計画についても、経営委員会と執行部が議論を相当頻繁に繰り返し重ねながら策定したものであります。

一方で、法人内のガバナンスは、相当しっかり運営できていると思っておりますが、なお改善の余地もあると思っております。

監査報告においても言及されていた自家運用における業務プロセスについては、公正性と透明性を確保していくと、非常に分かりやすく申し上げれば、国民から様々な疑念を抱かれることのないよう、そういう対応というのが必要だという観点から、改善すべき点をしっかり検証し、改善策を規程や業務マニュアルに位置づけることで改善が図られていると、こういうことを目指してきたわけではありますが、経営委員会としても、その方向で基本的には動いてきていると確認しております。

ただし、改善点を洗い出し、適切な善後策を策定するためとはいえ、長い期間を要したのは事実であります。内部統制上の不備が発覚した際には、迅速に対応し、是正を図っていくことは、ガバナンス上重要な点と認識しております。

この点は、板場監査委員からも、それから、尾崎監査委員からも、それぞれ違った角度から指摘があったわけではありますが、私自身、経営委員会をつかさどる立場として、この改善策を、いかに速やかに固め、まとめ、そして、それを実行に移していくか、これは非常に重要であるということは、繰り返し経営委員会でも述べてきたところでありますが、執行部としては、やはり周到に様々な問題への波及ということを検討しながら、実際には半年あまりの時間をかけてということになったわけではありますが、これについて、もう少し早くできなかったのかと、もっと早くできなかったのかという思いは、私自身も、実は尾崎委員と同様に共有してきたところであり、その点については、経営委員会の場でも、それを繰り返し発言したということは申し上げておきたいと思っております。

また、基本ポートフォリオに関する新聞記事が公表前に掲載された件についても、重大な問題と受け止めております。

これは、私自身も非常に重大な問題だと思っております。なぜ、こんなものが事前に漏れてしまうのか、どういうルートでこういうものが漏れるのか、これは、直ちに調査をし、何が原因だったのか、誰が原因だったのか、これをはっきりさせる必要があるという問題意識を強く持ち、その辺は執行部にも、その対応を求めたところであります。

そういった意味で、情報管理については、従来から厳格な対応を求めてきたところではありますが、今回のような出来事が起きてしまうと、改めて、危機感を持って取り組むよう執行部に再三指示を行ったところでもあります。

経営委員会としても、今後、ガバナンスが疑われる事案が生じた際には、確実かつ迅速にそれが是正されるよう、執行部をしっかりと監督、モニタリングしていく所存であります。

私のほうからの意見は以上であります。

大野部会長

ありがとうございました。

それでは、GPIFからの御説明や御発言を踏まえて、令和6年度業務実績評価書の主務大臣評価について、事務局より御説明をお願いいたします。

高島資金運用課長

大臣評価の案について御説明いたします。

まず、最初に評価の考え方について御説明いたします。参考資料の1、タブレットでいうと⑩になりますけれども御覧ください。

4ページでございますけれども、概略的な資料を掲載してございます。5段階のうちBが標準でございます。考え方としては、定量的に見れば、100%から120%を達成している、定性的には、先ほど申し上げた定量的評価とある意味同等と評価するケースについてを、所期の目標を達成していると考えているということでございます。SやAは、これを上回る質的な要素が考えられる場合として、考え方を全省的に示されているものでございます。

これを踏まえまして、大臣評価の案に関して、資料の1-3、タブレットの番号では⑥を御覧ください。

2ページ、総括表になります。

先ほどの法人からの自己評価と、大臣評価案は同じ評価となっております。

続いて、3ページを御覧ください。

「I-1 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針」。この評価案はAとしてございます。

この項目では、制度上の枠組みを前提として、適切な管理・運用を行うことを求めています。

法人では、市場動向など幅広く分析、迅速に対処方針を決定し、市場への影響を抑制しつつ、リバランスを効果的、効率的に実施しています。

基本ポートフォリオとの乖離状況などに対して、複眼的で、かつ多角的な角度から分析するなど、多面的な分析、迅速な投資判断、機動的な執行を可能とする運用体制、これを

定着いただいた点を評価しており、また、市場の急変時にも的確に対応いただいたと評価してございます。

4ページでございます。

安定的なポートフォリオの構築、リスク管理の精緻化に資する取組の進展により、リスク量を管理しつつアクティブ運用にも注力できるようになり、超過収益獲得の源泉の多様化につながったと評価しており、以上から、所期の目標を上回るとしてA評価としてございます。

続いて、5ページでございます。

「I-2 基本的な運用手法及び運用目標」の評価案はAとしてございます。

この項目では、中期目標期間において、長期的に実質的な運用利回り1.7%を最低限のリスクで確保すること、資産全体及び各資産でベンチマーク収益率の確保、これを求めている項目でございます。

法人は、基本ポートフォリオとの乖離状況を日次把握し、適時適切なリバランスを実施いただいております。また、パフォーマンス評価や運用リスク管理の方法に関しても精緻化をいただいております。

その結果として、資産全体で収益率+0.71%、額にすると約1.7兆円で、これは2001年度からの24年間の累積収益額、155.5兆円となっております。複合ベンチマークに対する超過収益率は+0.09%、これを確保いただいております。第4期中期目標期間の累積の超過収益率は+0.43%と目標を達成いただいているということでございます。

続いて、6ページでございますけれども、この資産規模である一方、値動きが激しい市場環境が続く中でも、機動的なリバランスにより資金移動を行いつつ、精緻な分析のもと、資産全体のリスク量を適切な範囲にとどめるなどして、資産全体の対市場の超過収益率を確保いただいているということでございます。

年金財政からの要請でございます年金積立金の実質的な運用利回り1.7%に対し、先ほど申し上げたとおり、24年間でございますけれども3.99%を確保いただいております。また、第5期中期目標に向けてモデルポートフォリオの見直し、基本ポートフォリオの作成といったことにも取り組んでいただいているということです。以上から、所期の目標を上回る成果が得られているとしてA評価としてございます。

続いて、7ページを御覧ください。

「I-3 運用の多様化・高度化」でございますが、この評価案はAとしてございます。

アクティブ運用につきましては、新たに先進国株式17ファンドを選定していただく一方、その選定に当たりましては、バランス補正のためのパッシブファンドを設定いただき、リスクを低位に抑制するといった適時適切なファンドの入れ替え、これを継続的に実施していただいております。国内債券、外国債券、国内株式の3資産で、超過収益を獲得いただいております。

続いて、8ページでございますけれども、インハウス運用でございますが、国債ファン

ドを活用いただいて、委託運用を含む国内債券ポートフォリオ全体の金利リスクを管理いただいています。

下線のところでございますが、オルタナティブ投資では、LPS手法を活用して、新たな案件の投資契約を締結いただき、着実に運用資産を増加していただいているということでございます。

9ページでございますけれども、オルタナティブ資産の投資パフォーマンスの分析手法、これをより高度化、精緻化するほか、法務機能の強化などを通じて超過収益獲得の確度を高める取組を進めていただいております。

こうした目標を上回る成果を上げられているとして、A評価としてございます。

続いて、10ページでございますけれども、「I-4 運用受託機関等の選定、評価及び管理」の評価案、これはA評価としてございます。

運用受託機関の選定、管理強化のための取組を求める項目でございますけれども、法人におかれましては、ファンドの状況のモニタリング、こうしたことを日々効率的、効果的に実施し、運用受託機関への資金配分、回収を機動的に実施できる体制を継続いただいております。

11ページでございますけれども、冒頭のところで、不安定な市場環境が続く中でも、資産全体での収益+0.71%、市場全体での超過収益率+0.09%確保という成果を得るほか、運用機関管理の充実、法人内の体制強化に資する取組を実施いただいているということでございます。

また、インハウス運用の取引先の選定、評価、管理に関しましては、透明性、公平性をより確保するために、令和6年度内に業務プロセスを改善、組織規程の改定に取り組み、対応をいただいたということでございます。

なお、この点に関してでございますけれども、令和5年度の評価を少し振り返らせていただきますと、法人の自己評価がS評価でございましたが、大臣評価は全体の取組を総合的に勘案し、A評価とした経緯がございます。

今回の令和6年度の評価におきましては、令和5年度と同様に、今申し上げたような、所期の目標を上回る成果が得られていることを確認させていただくとともに、インハウス運用に関する業務プロセスを改善し、業務執行の透明性、公平性の確保を図る体制整備に努めていただいたことを確認させていただいたことから、前年度と同じ評価のA評価としているということでございます。

今後も引き続き、内部管理上の問題が起きた場合には、迅速な対処に努めていただきたいということを踏まえ、最後に記載しているところでございます。

次に、12ページでございますけれども「I-5 リスク管理」の評価案、こちらはS評価としてございます。

資産全体のリスク管理におきましては、様々なリスクファクターや投資戦略ごとに、複眼的で多角的な分析を実施していただき、資産全体のリスク分析を高度化、基本ポートフ

フォリオに即した管理運用のさらなる精緻化に取り組んでいただいていると評価してございます。

13ページでございますけれども、ESG投資に関して、これは、ESG指数投資をリバランスの対象としてこなかったことで、国内外株式ポートフォリオに占めるESG指数投資の割合が高まっていたという背景がございました。

ESG投資に対するリスク調整ファンドを設置し、また、基本ポートフォリオに即した管理運用を円滑に行う観点から、ESG指数投資をリバランスの対象として、市場環境を勘案しつつ、投資額の最適化を行う方針の公表をいただいております。

14ページでございますが、資産額が拡大する一方、為替や株式市場の変動、こうしたものが高まる局面においても、運用リスクに対する数値を低位かつ安定した数値に抑制していただくといった、適切なリスクにとどめるという取組を進めていただいております。

こうした点から、所期の目標を量的にも質的にも上回る顕著な成果が得られていると評価させていただき、S評価としてございます。

続いて、15ページでございますが「I-6 スチュワードシップ責任を果たすための活動及びESGを考慮した投資」の評価案、こちらは、A評価としてございます。

スチュワードシップ責任につきましては、企業インタビューの実施や、経団連・GPIFアセットオーナーラウンドテーブルの設置など、スチュワードシップ活動を深化させる新たな取組を実施いただいております。

16ページでございますが、法人のスチュワードシップ活動に対する企業の評価、これは、冒頭のところに数字を書かせていただいておりますけれども、とても高く、昨年度よりも前向きな評価をいただいていると評価してございます。

ESG投資に関しましても、社会・環境的効果、インパクト投資と言われるものですが、それを考慮した投資の検討を背景として、「サステナビリティ投資方針」、こういったものの策定・公表をしていただいております。

17ページでございますが、今、縷々申し上げた市場の持続的成長に資する取組を踏まえまして、所期の目標を上回る成果を得られているとして、A評価としてございます。

18ページでございますが「I-7 情報発信・広報及び透明性の確保」の評価案はA評価としてございます。

「GPIFにおける当面の広報方針」を基に、SNSをはじめ、オウンドメディアの積極的な活用を通じ、被保険者、ひいては国民の利益、信頼につながるよう情報発信の強化と透明性の向上に貢献していただいております。動画作成の内製化による機動的な情報発信、また、職員による解説動画の公表、こうしたことにも取り組んでいただいていると、評価してございます。

19ページでございますが、SNSのフォロワー数、これも着実に獲得いただいているということで、職員の皆様の「顔の見える広報」、これを通じて、GPIFは信頼できる組織として、被保険者、ひいては国民の理解、信頼を獲得、こうしたものに取り組んでいただいている

ということで、所期の目標を上回る成果を得られているとして、A評価としてございます。
20ページでございます。

以上のとおり、重要度の高い項目全てがA以上の評価としてございますので、年金積立金の管理及び運用業務全般の評価案をA評価としてございます。

最後、22ページでございますけれども、法人の業務運営に関する項目でございます。これは、業務運営を効率的に無駄なく、しっかりやってくださいということが目標になってございますので、所期の目標どおりの達成ということで、標準のB評価としてございます。

説明は以上となります。

大野部会長

ありがとうございました。

それでは、GPIF及び事務局から説明のありました令和6年度業務実績評価につきまして、委員の皆様から御意見や、御質問がございましたらお願いいたします。

会場にお越しの委員が御発言を希望される場合には、恐れ入りますが、挙手の代わりに、お手元のネームプレートを立て、質疑が終了いたしましたら、元に戻していただきますようお願いいたします。

また、オンラインにて御参加いただいております委員におかれましては、会議中、御発言される際は「手を挙げる」ボタンをクリックし、部会長の指名を受けてから、マイクのミュートを解除し、御発言いただきますようお願いいたします。

また、御発言終了後は、再度、マイクをミュートにしてくださいようお願いいたします。

では、どうぞよろしくお願いいたします。

では、佐保委員、お願いいたします。

佐保委員

ありがとうございます。

まず、大臣評価案に異論はございません。その上で、監査報告について意見を述べたいと思います。

監査報告書において、国債取引の対応を理由とした尾崎監査委員からの反対意見が記載されていることを確認いたしました。

一方で、本件については、既にGPIFとしての調査の結果、法令違反や諸規程への抵触は認められないと判断されていること、業務マニュアル、規程類の整備など、対応が行われたことも承知をしております。

このように、監査委員から意見が挙げられたことや、GPIFにおいても各種の対応が図られたことは、健全な組織として一定のガバナンスが発揮されたものと受け止めております。

GPIFは、年金積立金の管理運用を行う社会的使命の高い組織であり、疑念を抱かせる余

地がないほどの公正性、透明性が高い組織でなければならないと考えております。

そのためにも、GPIFの執行部及び事務局や経営委員会、監査委員会がそれぞれの役割の発揮に引き続き努めていただくことを期待したいと存じます。

私からは以上でございます。

大野部会長

佐保委員、ありがとうございます。

では、佐保委員から御発言をいただきましたけれども、GPIFのほうから何かございましたらお願いいたします。

重元審議役

ありがとうございます。

今、御指摘いただきましたように、今回の事例につきましては、監査報告の中でも時間がかかったのではないかと御指摘もいただいているところでございますので、そのようなことがないように、きっちりとした対応を心がけていきたいと考えております。ありがとうございます。

大野部会長

ありがとうございます。

佐保委員、よろしいでしょうか。

では、続きまして、玉木委員、お願いいたします。

玉木委員

2、3点ほど、コメントを申し上げます。

まず、GPIFの広報活動につきましては、大変様々な御努力をされている点、評価したいと思います。

その上で申し上げるのですが、今後、GPIFが国民に対して説明していく際に、2つほど新たなポイントがあるなと思ったところでございます。

1つは、実質的な運用利回りの確保でございます。これまで非常に高い実質的な運用利回りを確保してございます。

他方、名目運用利回りは四コンマ何%でございまして、どうしてこれで、実質的な運用利回りが三コンマ幾つと高くなるかといえば、賃金が上がらなかったからでございますけれども、ここは、最近の経済情勢を見ますと、賃金の上昇幅がかなり上がりそうだとこのことでございますので、これが資本市場に、どのようなインパクトをもたらすのかは、もちろん見通し難いところでございまして、場合によっては、実質的な運用利回りは下がることもあるかもしれません。

この辺については、実質的な運用利回りというのは、こういうものであるとか、あるいは長期的に変動することも十分あるのだといったことも踏まえた御説明を加えていただきたいと思うところでございます。

もう一点、今日の評価には、あまり直接出てこなかったのですが、ESG投資に続きまして、インパクト投資についても御検討なさると伺ってございます。

この点につきましては、インパクト投資という新しいタイプの言葉が出てきまして、このことと、専ら被保険者の利益のための運用ということとの整合性につきましては、また新たな言葉を用いる必要があるかもしれませんので、この辺につきましては、十分な御工夫をお願いしたいところでございます。

また、先ほどの自家運用の内部通報事案につきましては、私の感想を申し上げます。これにつきましては、GPIFのインハウス運用における取引の秘匿性のニーズの強さ、この点については、ずっと理解できる方もおられれば、秘匿とはどういうことなのだと、根本的な質問を投げかける方もたくさんおられると思いますけれども、広報、説明に当たりましては、後者の根本的な質問を投げかける方に対して、どう説明するかということについての御工夫をお願いしたいところでございます。

また、その事案が持ち上がってからの御対応については、進め方につきましては、特にその早さにつきましては、山口経営委員長をはじめ、皆様から御指摘がございました。こういった御指摘があったといったことは、ガバナンスを構成する執行部、経営委員会あるいは監査といった方々のお役目がそれなりに果たされているなという印象を持ったところでございます。

以上です。

大野部会長

玉木委員、ありがとうございます。

では、GPIFのほうから御回答をお願いいたしたいと思います。

重元審議役

ありがとうございます。3点ほど御意見があったかと思います。

広報の関係につきましては、御指摘を踏まえまして実質的な利回りの確保に関する丁寧な説明についても、今後留意してまいりたいと思っております。

それから、インパクト投資につきましては、今年度に調査研究を行う予定でございますので、その結果も踏まえまして、今後、その説明ぶりともしっかりと精査をしていきたいと思っております。

最後のインハウスの件につきましても、先ほどのお答えと重複しますが、執行部といたしましても、しっかりと、こういったガバナンスに関する取組、より早く取り組むといったことについても留意をしていきたいと思っております。

以上です。

大野部会長

ありがとうございます。

玉木委員、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

続きまして、では、佐藤委員、お願いいたします。

佐藤委員

どうもありがとうございます。

私も大臣評価を含め、御説明内容に異論はございません。その上で2点コメントがあります。

1点目は、内部統制に対するところで、御説明の中で山口経営委員長より、迅速な対応が非常に重要であると、これは、言うは易し、行うは難し、特にGPIFのような規模の大きい、資産規模も大きい組織のところで、周到な対応準備との兼ね合いで非常に難しい課題だと思うのです。ですので、ぜひ経営委員会には、実効性の高い、実効性を持った執行部への監督というのを、ますます強化していただくように、お願いしたいと思います。

2点目は、資料1-2のところの最後の41ページで、ここは御説明がなかったと思うのですけれども、シニアスタッフの制度の導入と人材の処遇については、来期中期計画でも大きな課題になっていくと思うのですけれども、高齢化社会、人生100年と言われている中で、シニアスタッフとか、定年という言葉は時代にそぐわない感も強いのですので、要は貢献度に応じた、能力のある人がきちんと処遇された、そういう体系になるように中期的に検討を進めていただければと思います。

以上、2点でございます。

大野部会長

佐藤委員、ありがとうございます。

そうしましたら、2点コメントをいただきましたが、では、GPIFからと、あと、経営委員会からコメントをいただければと思います。

山口経営委員長

佐藤委員がおっしゃるとおりでありまして、ただ、やたらにスピーディーに対応しろと言ってみても、やはりできないものはできないし、スピーディーにやった結果、対応自身が不満足なものになるということになったら具合が悪いので、そこにはバランスがあるだろうという御指摘だろうと思いますし、それは全くそのとおりだと思っております。

私自身も、昨年の執行部の対応について半年かかりました。それは、ちょっとかかり過

ぎではないかと思う一方で、明日、明後日すぐ出せよということを申し上げてきたわけではありませんので、一定程度、佐藤委員のおっしゃることは理解しながら対応してきたつもりではありますが、今後、その辺をまた肝に銘じながら、様々な問題について対応していきたいと思っております。

大野部会長

では、お願いします。

泉理事

シニアスタッフの制度、名称について御意見を賜りました。

なかなかこの制度も、創設時にネーミングについては、非常に頭を使うというか、いろいろ頭を悩ませたところがございます。今後とも職員の意見を聞きながら、よりよい制度にしていくよう努めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

大野部会長

佐藤委員、よろしいでしょうか。

佐藤委員

ありがとうございました。

大野部会長

恐れ入ります。ありがとうございます。

では、続きまして、大森委員、お願いいたします。

大森委員

資料の御説明、ありがとうございました。

運用の実績につきましては、大いに満足できますし、広報なども含めまして、様々な新しい取組もされていますので、今回の評価は納得できるものです。

その上で、パフォーマンスなどの重要なものについて、2、3コメントしたいと思います。

まず、パフォーマンスについてなのですが、これだけ巨額の資産でありながら、少ないとはいえ、超過収益を確保されているというのは、様々な取組の成果でございます。これはGPIFの成果として誇ってよいものだと思います。

超過収益がマイナスの資産もありますけれども、これは分散投資ですから、補い合って全体でプラスであるという目的はきちんと達成されています。

長期的な収益率については、これは相場に恵まれたということが大きな要因ですが、こ

これは中期の目標期間において、基本ポートフォリオとして適切な市場リスクを取ったという結果でございまして、そのリスクテイクを許した、こちらの関係者全員の成果としてこれも認められるものだと思います。

リターンはやはり水ものなのですけれども、リスク管理は努力がより直接的に結果に結びつきますから非常に重要で、この活動が評価Sとつけられる形になっておりますのは望ましいことだと思います。

その上でなのですけれども、トラッキングエラーの水準が、昨年度は13から27bpと、前年度と変わらず非常に低くなっております。特に令和2年の水準と比べて大いに低くなっております。

しかし、GPIFではアクティブ運用、ESG投資、それからオルタナティブ運用、そういったものを充実させてきておりまして、トラッキングエラーとしては高くなっていくはずですが。これについては、資料2に、今後枠組みを見直していくという旨の説明がありますけれども、アクティブ運用やオルタナティブ投資とかの前向きな取組を抑えつけないことがないような、これまでの小さい水準でよしとするのではない、GPIFの能力が十分にしっかり発揮できるような新しい考え方、トラッキングエラーの参照値の設定を、今後は期待したいと思います。

もう一つなのですけれども、パフォーマンス向上に向けて実施できる重要な施策として、これまでの議論もありました人材の確保があると思います。

これについても、新卒でありますとか、今、名前の問題が出ましたけれども、シニア人材の新たな活用ですとか、新たな取組をされていて、ここも非常に評価できる取組だと思います。

少し残念なのは、こちらが、業務運営の効率化ということの中に含まれておりましてB評価になっているということなのですけれども、この前向きな取組は、むしろAでもいいのかと思われるところでございます。

今後の中期計画では独立した項目になっていますから、攻めの項目として、AもしくはSの評価が得られるような取組を期待いたします。

コメントは以上になります。

大野部会長

ありがとうございます。

では、GPIFのほうから御回答をお願いいたします。

重元審議役

2点あったかと思えます。

まず、1つ目の推定トラッキングエラーの話につきましては、先ほどの資料の説明の中にも出てまいりましたが、今回、推定トラッキングエラーの参照値について設定をしたと

ということがございます。

こちらにつきましては、意図せざるリスクを抑えた現在の推定トラッキングエラーの水準をベースにいたしまして、オルタナティブ投資や、株式のアクティブ投資などの、言わば意図して取るリスクについて主要なアクティブ戦略の比率を、合理的に想定される水準まで高めた場合の影響を加味して設定をしたというものでありまして、我々の気がつかない意図せざるリスクを想定以上を取っていないかといったことをモニタリングするというために、そういう側面があるという部分がございます。

したがって、我々の取組自体、そのアクティブ運用に関する方針などが大きくこれでお変わるということではなくて、従来どおり、リスク、リターンに見合っただ安定的に超過収益の確保が見込めるものについては、取り組んでいくという方針でございます。

それから、2点目の人材確保につきましては、今年4月で、人数的にも20名増えているという部分もありますし、また、その評価の部分に関しましても、今回、第5期中期計画の中からは、人材確保の項目につきましては、年金積立金の管理及び運用業務の項目の中に位置づけるという見直しも行っておりますので、我々としましては、目標以上の達成状況と言えるような実績を積み上げられますよう、努力をしてみたいと思っております。

以上でございます。

大野部会長

ありがとうございます。

大森委員、何かございますでしょうか。

大森委員

ありがとうございます。今後ぜひ期待いたします。よろしく申し上げます。

大野部会長

ありがとうございます。

そうしましたら、徳島部会長代理、お願いいたします。

徳島部会長代理

それでは、3点ほどコメントをさせていただけたらと思います。

まず、法人の自己評価、それから大臣評価の案につきまして、評価については全く異論ございません。GPIFは、しっかりこの1年間もやっていただけたと感じております。

コメントとしては、1点目、まず、GPIFの資料の26ページ目のところ、先ほど御説明のありましたESGスコアに関してですが、FTSEの評価では、Eスコアの上昇が改善に寄与し、MSCIの評価では、Gスコアの上昇が寄与したという、要するにここに書いてあるとおり、

各評価主体によって評価がばらばらです。こういう状況は、インデックス系にはつきものですが、GPIFはインデックスのポスティングとか、今年度に入りましてもインフォメーションのリクエストをかけたとか、きっちりいろいろな情報を集めていらっしゃいます。こういったスコアについてどういった特徴があって、どういった癖があって、インデックスプロバイダーに対して改善などを要望できるのは、やはり世界最大の機関投資家であるGPIFだと思いますので、ぜひそういった意味での積極的な発言をお願いできたらと思います。

2点目でございます。

尾崎監査委員からの御指摘のあった国債取引について、これについては、去年のこちらの部会でも申し上げましたとおり、私は、やはりベストエフォート、執行のほうを優先する場合には、ある程度結果として取引対象となる会社は絞らざるを得ないというのが、債券投資の実感だと思っています。

この辺りは、内田新理事長が債券投資のプロとして十分にお詳しいところだと思いますので、実態の把握等を引き続きやっていただいて、適切なマニュアルの見直し等、プロセスの改善を、必要があれば取り組んでいただけたらと思います。

3点目、GPIFの基本ポートフォリオが事前にメディアに流れたという件でございますが、GPIFの基本ポートフォリオを、GPIFのみで単純に決めているというよりも、その前に、他の共済組合等と共同で、まず、モデルポートフォリオをつくるという段階があります。そのためには、どうしても時間がかかります。実際、今回の策定に関しましても、9月末ぐらいから4主体で共同していろいろな検討を行い、最終的には3月末まで至ったという経緯をうかがっています。そういった検討過程も踏まえて、各参加者の情報漏えいに関しても、GPIF単体のみではなく、関係している全主体に関しての適切な情報の取扱いを意識していただけたらと思います。場合によっては、必要に応じて、例えばメディアには当面、3月終わりまで報道しないでいただくことをお願いするといった要請も含めて、次は5年後になりますけれども、検討していただけたらと思います。どうしても、関係者が多いので、なかなか情報の管理は難しいかと思っています。

私からは以上です。

大野部会長

ありがとうございます。

3点いただきました。GPIFのほうから御回答をお願いいたします。

重元審議役

1点目のESGの関係やインデックスポスティングの関係について御指摘をいただきました。

それぞれの指数なり、インデックスには癖がある、特徴があるという点については、そ

のとおりだと思っております。

我々としても指数会社といろいろなコミュニケーションを取るといった取組も行ってきておりますので、そういったことも引き続き行いながら、取組を進めていきたいと思っております。

それから、インハウスの改善につきましても、これまで、縷々御指摘をいただいておりますので、監査報告などの御指摘も踏まえて、真摯に受け止めて対応してまいります。

それから、基本ポートフォリオの情報が事前に漏れたという点につきまして、こちらは、その当時において、内部でも調査を行ったりしたという事実もありましたけれども、こういったことに限らず、内部の重要な情報が漏れいすることがないような組織的な取組につきましても、様々なやり方があるかと思っておりますけれども、引き続きこういうことが起こらないような方策の検討を続けてまいりたいと思っております。

以上です。

大野部会長

ありがとうございます。

では、ここでオンラインから御参加いただいている委員からの御発言をお願いしたいと思います。

福田委員、お願いいたします。

福田委員

ありがとうございます。

私も評価は適切だと思います。特に評価に関しては、異論はございません。

それに関して2点だけ、コメント的なことを申し上げたいと思います。

まず、昨年度に関しては、厚生労働省の評価でありましたように、市場環境としては、比較的风险の多い年だったということだったと思います。

そうした中でリスク管理だけがSになっているというのは、そういう意味では、こういう年でもちゃんとリスク管理ができたということは、私もよかったのではないかと思っております。

例えば、GPIFの資料の9ページ目でございますが、各項目別にベンチマーク収益率とGPIFの収益率というのが示されているわけですが、ポジティブな外国株式のパフォーマンスはベンチマーク収益率よりもアンダーパフォームしているわけです。一方、マイナスの国内債券や国内株式に関しては、マイナス幅をベンチマーク収益率よりも小さく抑えることができました。これが結果的には資産全体のプラスの超過収益率につながっているということです。そういう意味では、これからはいろいろな形でリスクが顕在化して、プラスの年もあれば、マイナスの年もあるかと思っておりますけれども、引き続きリスク管理に関しては強化していただいて、そういう危機のケースでも、ベンチマーク収益率よりは、マイナ

ス幅を拡大しないような運用をしていただくことが大事なのだろうと思います。

2点目ですけれども、広報に関してもいろいろとやっていただいて、それはそれで私も非常に評価したいと思います。

その上で、やはり最初のGPIFの御説明の冒頭にもありましたように、あくまでもGPIFの運用というのは、被保険者の利益のためなのだという事は、引き続き強調していただく、他事考慮はしないのだということ、強調していただくということは大事なだろうと思います。

現在の政治情勢といいますか、いろいろな情勢を考えたときに、ともかく財政を拡張するという動きが、いろいろな形で出ていて、そのときの財源をどこに求めるのだという話は本当にいろいろなところで出ているところがございます。

そうした中で、政府の持っている資産の中で、ともかく突出して利益を上げているものの1つが、やはりGPIFの運用資産ということになります。けれども、これは、あくまでも被保険者の利益のためのものであって、ほかでは利用しないのだということは、くどいと言われてもいいので、やはり強調して、被保険者のためにこの利益を上げているのだということを、引き続き強く広報していただくことが、私は大事だと思います。その点は、ぜひともお願いしたいと思います。

私からは以上でございます。

大野部会長

福田委員、ありがとうございます。

では、GPIFから回答をお願いいたします。

重元審議役

2点ありました。

1点目は、リスク管理の関係でございます。リスク管理については、我々としても様々な取組を行っております。いろいろリスクの状況を日次で管理をしたりとか、週次単位で監視をしていくという取組を続けておりますので、そういった取組を引き続きしっかりと行ってまいりたいと思っております。

2点目の広報の関係なのですけれども、被保険者の利益のためという部分につきましては、我々は、忘れてはならない部分でありますので、そういったことも含めてしっかりと広報にも取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

大野部会長

ありがとうございます。

福田委員から何かございますでしょうか。

福田委員

特にございません。ありがとうございます。

大野部会長

ありがとうございます。

では、引き続き、フロアのほうに戻りまして、加藤委員、お願いいたします。

加藤委員

加藤でございます。

御説明ありがとうございます。内容には異存ありません。

1点、先ほど徳島部会長代理が御指摘されました、基本ポートフォリオの情報の公表の在り方について、1点だけ私も意見を述べたいと思います。

昨今、公的な機関でありますとか、公的な役割を担っているものによる重要な未公開情報などの取扱いに対して、社会の目が厳しくなっていると理解しております。

今回の基本ポートフォリオの情報も、やはり市場に対して非常に重要なインパクトを与える可能性のある情報であると思います。

そういった観点からは、この基本ポートフォリオの情報以外の情報も含めて、GPIFの中にある未公開情報の中には、市場全体にインパクトを与えるような情報もたくさんあるかと思っておりますので、GPIFの使命に照らしても、そういった情報の管理には気をつけていただきたいと思っております。

私からは以上です。

大野部会長

ありがとうございます。

では、GPIFから御回答をお願いいたします。

重元審議役

ありがとうございます。

基本ポートフォリオの情報以外にも、様々な未公開情報があるというのは、まさにそのとおりでございます。そういったものが万が一漏れますと、市場への大きなインパクトがあるというのも全くそのとおりでございます。こういった情報管理にしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

大野部会長

ありがとうございます。

そうしましたら、オンラインのほうに戻りまして、オンラインから参加していただいている委員から御発言をいただきたいと思います。

まず、井上委員、お願いいたします。

井上委員

ありがとうございます。

説明のありました自己評価及び大臣評価に関しましては、私も異論はございません。

その上で、2点ほど、コメントでございます。

1点目が、評価の中でスチュワードシップ責任を果たすための活動及びESGを考慮した投資という点で、この評価には賛同いたします。

ただ、今、世界の中で、例えばESGに対する考え方が、アメリカを中心に大きく、これまでとは変わってきている状況ですが、一方で、GPIFというのは超長期の運用を回していくことが使命ですので、今回のような御対応を丁寧に、短期だけでなく、長期の視点を常に持ちながら運用をお願いしたいと思います。また、同じように、スチュワードシップ責任につきましても、やはり安定した超過収益を得ていかななくてはならないわけですが、片や、やはり、超長期で企業の価値を上げていくための投資というのが必要なわけで、そのつなぎ役というのが、やはり、対話を行っていくことで、スチュワードシップ責任を果たしていくということだと思います。

資料の28ページ目のところに、企業側から見た機関投資家によるエンゲージメントの深掘りということで、下の表の右の方に、企業から指摘というのが幾つも挙がっております。こういうところに今後とも留意を図りながら、建設的な対話を続けていただきたいと思います。

2点目は、監査委員から御報告のありました内部通報の取扱いでございますけれども、私としてもこういうステップを踏んで、そういう指摘があった、それでどういう対応をしたということを、明らかにしていくことで、国民の信頼を得ていくべきだと思いますので、引き続きよろしくをお願いしたいと思います。

以上でございます。

大野部会長

井上委員、ありがとうございます。

では、GPIFからの回答をお願いいたします。

重元審議役

ありがとうございます。

1点目のESGの関係につきましましては、こういう取組をすることによりまして、個別の企業

あるいは市場全体の成長が担保でき、それがひいては被保険者の利益のために年金資産を運用している我々の長期的な収益の確保につながるということでもありますので、その効果の発現には長い時間がかかるとは思いますけれども、我々としてはPDCAサイクルをしっかりと回して、今後ともESG投資あるいはスチュワードシップ責任についても取り組んでまいりたいという考え方でございます。

それから、インハウスにつきましても、繰り返しになりますが、こういったガバナンス関係にしっかりと取り組んでまいります。

以上です。

大野部会長

ありがとうございます。

井上委員、よろしいでしょうか。

井上委員

はい、ありがとうございます。

大野部会長

ありがとうございます。

そうしましたら、あと、オンラインから3名の方が手を挙げていただいております、金井委員、原委員、山内委員の順番で御発言をお願いしたいと思います。お待たせしております、申し訳ありませんが、では、金井委員、お願いいたします。

金井委員

金井です。御説明ありがとうございます。

自己評価と大臣評価については、異論はございません。その上で、2点質問と1点コメントをさせていただきます。

まず、スチュワードシップ責任に関係することで1つありまして、GPIFはユニバーサルオーナーとしての立場がありますから、個別企業だけでなく、市場全体の健全性に責任を持っていると理解しております。

したがって、投資先企業に対してのエンゲージメントのテーマは、ガバナンスや気候変動などのESGに関するものが多くなっています。

一方で、昨今の企業と投資家との対話においては、より踏み込んだ企業価値向上に直結するようなテーマ、資本効率を重視した経営を促すといったことで、活発に行われているところでございます。

個別の企業価値が上がっていくということは、市場全体の成長につながるものであり、ここに圧倒的な規模のGPIFの振る舞いは大きな影響力を持つことになってまいります。

GPIFの今後のエンゲージメントの在り方について、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

2点目は、広報についてです。YouTubeなどを使ったコンテンツは、工夫が凝らされていて、内製と聞いておりますけれども、社内の人が出てきてお仕事紹介をしたり、GPIF先輩などというキャラクターが出てきて、GPIFの説明をしたりして理解しやすく、親しみが持てるコンテンツに仕上がっていて評価できると思います。

1点、少し気がつきましたのは、外国籍の被保険者向けの動画が少ないように思います。私が探した中では見つかりませんでした。

まずは英語でもよいかと思いますが、多言語の被保険者への対応も必要と感じておりますので、この点、どうお考えかお聞かせください。

3点目、尾崎監査委員の御発言の件です。これにつきましては、監査意見は分かれていますけれども、財務諸表に添付されたものということで、国民としては、いろいろな考えを持ってしまう事態かと思えます。

そもそもは、法令や規定に対する違反があったのか、なかったのかというところが分かれていて、尾崎委員の御意見としましては、違反がなかったといった外部の法律事務所の独立性などが十分ではないといった御意見もありましたので、共通のこととして問題とされている対応のスピード感、これが欠けていたことによって、疑問が残ってきた状態かと思えます。

ですから、対応の開始を早めることによって、法律事務所についてもセカンドオピニオンを求めるとか、そういった対処もできたのではないかと思いますので、今後、こういった事態が起きたとき、起きないほうがいいのですけれども、内部統制上の対応として、お考えいただきたいと思います。これはコメントです。

以上です。

大野部会長

ありがとうございます。

3点、御意見いただきました。GPIFからの御回答をお願いいたします。

重元審議役

ありがとうございます。

1点目のスチュワードシップの関係でございますけれども、今、金井委員からお話がありましたように、私どもGPIFにつきましては、ユニバーサルオーナーであり、また、100年を視野に入れた年金制度の一端を担う超長期投資家であるという認識であります。

したがって、私どもが長期にわたって投資収益を確保するためには、社会経済活動による負の影響を減らして、市場全体、その背後にある社会がサステナブルに成長することが不可欠という、まず、そういう基本認識がございます。

したがいまして、私ども、そういった投資先企業などとの間で、エンゲージメントの実施を促しているわけなのですけれども、これにつきましては、今後とも長期的な企業価値の向上が促進されることによりまして、経済全体の成長と、長期的な投資収益の拡大につながるという好循環の構築ということを目指して、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

2点目の広報の関係、外国籍被保険者向けの動画の関係、あるいは多言語対応の関係でございますけれども、私ども、どういったことができるか勉強してまいりたいと思います。

それから、3点目の財務諸表に添付されたインハウス運用の指摘の関係につきましては、繰り返しになりますけれども、こういった内部統制の関係、今後、御指摘を真摯に受け止めて、迅速な対応を図ってまいりたいと思います。

以上です。

大野部会長

ありがとうございます。

金井委員のほうから、何かございますでしょうか。

金井委員

ありがとうございます。これで結構でございます。

大野部会長

ありがとうございます。

では、続きまして、原委員、お願いいたします。

原委員

ありがとうございます。

私からも今回の自己評価、大臣評価案については、特に異論はございません。

その中で2点だけ、皆様と重なるところもあるかと思いますが、発言させていただきたいと思っております。

まず、1点目は、先ほども玉木委員や福田委員からもありましたけれども、重ね重ねなのですが、広報、情報発信についてです。

この項目については、年金積立金というものの管理、そして運用ということに対する国民の信頼を確保するためにすごく重要な役割を果たすということだと思います。

今まで見てきましたけれども、やはり今、YouTubeですとか、SNS等の活用で内製化されているということで、非常に積極的な情報発信をしていただいていると思います。

やはり自ら情報を発信していくということですね、それが非常に重要だと思いますので、こちらは、引き続き、お願いしたいと思っております。

その際、難しいかとは思うのですけれども、GPIFさんの情報発信、広報等の効果の評価、分析等にも継続的に、引き続き取り組んでいただけたらと思いますし、いろいろな情報の収集等もお願いしたいと思います。

それから、2点目なのですけれども、こちらは最後のほうになりますけれども、項目2のほうで効率的な業務運営体制の確立というところがありましたけれども、こういったことは、やはり評価は難しいかと思うのですが、今回B評価ということで目標どおりといえますか、目標は達成したということかと思えます。

その上で、今後お願いしたいことなのですけれども、やはり前向きな取組み、引き続きなのですが、組織というものは人が関わることになりますので、効率的なという言葉がありますけれども、これをより人財の財、財産の財ですね、人財ということ意識し、より積極的な意味で捉えていただいて、法人業務全般に携わる方、職員の方全てに対してなのですけれども、個人と業務全体の関係ですとか、戦略との結びつきなどを意識していただきながら、効率的でより効果的な体制が取れるように、法人におかれましては、業務運営を支える人材の確保、育成、定着、人材マネジメントですけれども、そちらの強化等により積極的に取り組んでいただきたいと思います。

その中には、先ほどもありましたけれども、新たな働き方の導入とか、制度の導入もあるかと思えます。そういった就業環境の整備あるいは規程類の整備といったところも含めて、現在、B評価ということなのですけれども、今後、次にAを目指していただければと思いますので、フロントだけでなく、ミドルやバックのところでも、いろいろな方々が働いていらっしゃると思いますし、新しい人も入ってきて、昔から入って働いている方もいらっしゃると思いますので、そういった中で、改めて、就業環境の整備といったこと、人材マネジメントといったところをきちんとしていただければと思います。そういったことで、いろいろなことが防げることがあるかと思えますので、引き続き、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

大野部会長

ありがとうございます。

では、GPIFからの御回答をお願いいたします。

重元審議役

ありがとうございます。

1点目の広報の関係につきましては、本日の資料1-2の33ページ、広報の効果測定というのを私ども実施しておりますので、こういった効果測定の調査も踏まえて、広報活動そのものについてのPDCAサイクルを回して、よりよい広報活動を展開するように、引き続き、今後とも努めてまいりたいと思います。

それから、2点目の人材確保の関係、人材マネジメントと就労環境の整備の関係、御指摘をいただきました。

我々のような組織におきましては、やはりより高度な能力を持っている人材に定着をしていただき、組織の中で高いパフォーマンスを発揮していただくということが非常に重要だと思っていますので、そういった点を踏まえまして、人材マネジメント、それから様々な就労環境のいろいろな制度的なものも含めた整備を、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

以上です。

大野部会長

ありがとうございます。

原委員

ありがとうございました。

大野部会長

ありがとうございます。

では、続きまして、お待たせしまして申し訳ありません、山内委員、お願いいたします。

山内委員

日本商工会議所の山内です。初めての参加になります。よろしくお願いします。

私も示された自己評価、大臣評価に全く異論はございません。適切と思います。

資産全体のリターン向上への取組の成果、オルタナティブ資産などのリスク管理とか、高度化も進めていただいていることは評価に値すると思っております。

特に皆様からも出ておりましたが、広報、情報発信に力を入れていただいているということは、高く評価できると思ひ、聞いておりました。

引き続き、国民の信頼回復が大事なところでありますので、丁寧な説明には注力をお願いしたいと思ひます。

1点、新しいインパクト投資にGPIFが運用として組み入れようという判断、これも報道で見たときに私もインパクトを受けたわけですが、前向きに受け止めています。けれども、先ほどからありますように、被保険者の利益の確保という基本がありますので、これを守りつつ、結果として、中長期的な投資収益の向上につながるということが大事になります。成果とか進捗、測定、評価方法など、よく検討いただきまして、運用に組み入れた理由であるとか、こういったものを適切かつ分かりやすく広報、説明していただきますと、GPIFの活動の広がり、国民の評価、社会価値の向上にも資するのではないかと考えております。

ガバナンスとか人材マネジメントの話も出ておりましたけれども、ぜひ必要な体制を整

備して、さらなる活動、取組に期待したいと思っております。

以上でございます。

大野部会長

山内委員、ありがとうございます。

では、GPIFから回答をお願いいたします。

重元審議役

ありがとうございました。

インパクト投資に関しましては、先ほどの回答でも述べましたけれども、まず、今年度は調査研究を行う予定でありますので、それを踏まえて具体的な投資方法等について、今後検討を行うことになるかと思いますが、国民の皆さんへの広報につきましても、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

ありがとうございます。以上です。

大野部会長

ありがとうございます。

ほかに御意見のある方は、いらっしゃいますでしょうか。既に御発言いただきましたけれども、追加の御発言を希望される方も含めて、もし何かございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。そうしましたら、大臣評価案につきまして、特に委員の皆様から反対の御意見というのはなかったかと思いますが、この点につきまして、御意見を伺えればと思います。

令和6年度業務実績評価の大臣評価案につきましては、当部会として了承することとしたいと思います。よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

大野部会長

ありがとうございました。

では、そのように答申することといたします。

GPIFの尾崎監査委員は、ここで退席いたします。ありがとうございます。

(尾崎監査委員 退席)

大野部会長

引き続き、第4期中期目標期間における業務実績及び自己評価について、GPIFから御説明いただきたいと思っております。

重元審議役

引き続き、今度は、資料の2-2「第4期中期目標期間業務実績報告及び自己評価書」を御覧いただきたいと思っております。

こちらの表紙をおめくりいただきまして、2ページ目をお開きください。

こちらは、管理運用業務に関する今期当初からの各年度の評価と、自己評価の案でございます。

右から3列目の期間評価の列というところにありますように、1項目についてはS評価、ほかについてはA評価としております。

3ページ目をお願いします。

こちらは、業務運営に関する項目でございますけれども、こちらは全てB評価とさせていただきます。

4ページ目をお願いします。

第4期を振り返ってみての総論でございます。一番上の上段のところに記載がありますように、第4期におきましては、年金財政上必要な運用利回りを最低限のリスクで確保し、第4期中期目標期間より与えられました、複合ベンチマーク収益率の確保という目標を上回る成果を上げたという自己評価をさせていただきます。

下段のボックスのところにあります、運用の多様化・高度化を今期進めておりまして、それらによりまして、運用目標を達成したということ。また、リスク管理に関しまして第4期では注力をしておりまして、リスク指標を大幅に低減するに至っております。

また、ESG活動、スチュワードシップ活動の先進的な取組でありますとか、被保険者向けの広報活動にも注力をしております。

これが今期の法人の取組の全体像でございます。

以下、各項目についての評価の考え方を御説明いたします。

5ページ目をお開きください。

「I-1 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針」につきましては、自己評価をAとさせていただきます。

根拠につきましては、その次の6ページを御覧ください。

こちらは、取引量が増大をする中でも、機動的かつ精緻なリバランスのために、円滑なオペレーションを行う業務フローの確立をしておりまして、資産全体の収益率の向上にも貢献しております。

こうした流動性の確保や、リスクの管理抑制、超過収益の獲得、こういった取組をそれぞれバランスよく実行する体制を、第4期では確立、定着をさせまして、現に超過収益の獲得も実現しておるということで、この項目、自己評価をAとさせていただきます。

7ページ目をお願いいたします。

評価項目「I-2 基本的な運用手法及び運用目標」につきましては、自己評価をAとしております。

次の8ページを御覧ください。

その根拠でございますけれども、基本ポートフォリオに基づくきめ細かなリスク管理や運用の多様化・高度化によりまして、中期目標期間の目標であります、資産全体で超過収益の確保、また、長期の目標であります賃金上昇率+1.7%といった運用利回りの確保、こういったことをいずれも達成してございまして、リスク水準も大きく低減してございます。

また、第5期中期目標期間の運用目標であります、実質的な運用利回り1.9%を満たす最もリスクの小さな基本ポートフォリオを策定いたしました。

基本ポートフォリオに沿った精緻なリスク管理によりまして、リスク水準を抑えながら、必要な収益を確保したという点につきましては、目標を上回る成果ということで、自己評価をAとさせていただきます。

11ページ目にお進みください。

「I-3 運用の多様化・高度化」につきましては、自己評価をAとしております。

次の12ページ目を御覧ください。

その根拠でございますが、第4期におきましては、安定的なパッシブ運用や、また、アクティブ運用にもさらに取り組むことで、超過収益の獲得を図っております。

リスク管理を目的としました、株価指数先物の活用や、オルタナティブ投資については、LPS投資の開始などによりまして、今期からの目標であります、複合ベンチマーク収益率の確保を達成し、超過収益の獲得につながりました。

こういった観点から、自己評価をAとさせていただきます。

16ページ目をお願いします。

「I-4 運用受託期間等の選定、評価及び管理」につきましては、自己評価をAとしております。

次の17ページをお開きください。

こちらは、第4期の初年度であります令和2年度におきまして、委託運用しております全てのファンドの総点検を行いまして、ポートフォリオの最適化を実施いたしました。

また、第4期の後半におきましては、株式アクティブファンドの選定をし、あわせて、リスク調整を目的としましたパッシブファンドの設定もし、アクティブファンドポートフォリオの構築を行いました。

また、オルタナティブ投資やESG投資につきましても、新たなファンドの選定を着実に実施いたしました。

さらにマネジャーエントリー制度につきましても、応募資格の変更も行いましたことで、第4期におきましては、ファンド数が2倍強に増加しましたが、精緻なリスク管理に基づいて、全体最適化を図りながら、ファンドの管理、評価を着実に実施したということで、

資産全体での超過収益の確保に貢献したといったことを踏まえまして、この項目につきましては、A評価と自己評価をさせていただいております。

続きまして、21ページをお願いいたします。

「I-5 リスク管理」につきましては、自己評価Sとしております。

次に、23ページ目にお進みください。

その根拠でございますが、リスク管理の高度化の取組といたしまして、投資判断用NAVという運用資産額を把握するツールによります、迅速なポジションの把握や、複数のツールを用いました、精緻な分析と投資判断、株価指数先物を活用した機動的なリバランスなどを通じまして、法人のポートフォリオ全体を俯瞰したリスク管理を実行しております。

また、トラッキングエラー等の大幅な低減を実現いたしまして、基本ポートフォリオのリスク、リターンの再現をいたしております。

第4期におきましては、市場環境が大きく変動した中でも、リスクを低水準に抑制しつつ、超過収益を確保しております。

これは、目標を上回る顕著な成果があったという自己評価とさせていただきまして、この項目をS評価といたしております。

29ページ目に飛んでいただきたいと思っております。

29ページ、I-6のステュワードシップ活動やESG投資につきましては、自己評価をAとしております。

30ページ目をお願いします。

ステュワードシップ活動につきましては、コロナ禍においても、運用受託機関との間のエンゲージメントの拡充など、積極的にステュワードシップ活動に取り組んでまいりました。

ESG指数の採用も含めまして、国内外で9指数まで拡大をしながら、リスク調整ファンドの設定など、リスクの低減にも取り組んでまいりました。

ESG活動報告に先進的な取組を掲載し、また、ステュワードシップ活動やESG投資の効果測定、さらにはサステナビリティ投資方針の策定などの取組によりまして、この項目は、自己評価をAとさせていただいております。

37ページ目までお進みください。

「I-7 情報発信・広報及び透明性の確保」につきましては、自己評価をAとしております。

次の38ページ目をお願いします。

広報活動におきましては、訴求するテーマを設定いたしまして、それを踏まえまして、法人の広報媒体を活用し、伝わりやすさとファクト発信ということを軸に、オウンドメディアも活用した情報発信に注力をいたしました。

YouTube動画作成を内製化して、新たなコンテンツを拡充するなどの工夫を進めております。

一方、業務概況書につきましては、内容の充実を図る取組を進めてまいりました。広報に関する指標につきましても、期間を通じて改善傾向が見られるといったことも含め、自己評価をAとさせていただきます。

以上は、管理運用業務に関する評価でございます。

ここから先は、業務運営に関する事項でございます、43ページまでお進みいただければと思います。

43ページですけれども「II-1 効率的な業務運営体制の確立」につきましては、下にあります表の、運用の高度化等に向けた組織改編を順次進めながら、情報システムの高度化、効率化の取組を進めてまいりました。

こういったことを踏まえまして、自己評価Bとさせていただきます。

46ページを御覧ください。

こちらは「III-1 財務内容の改善に関する事項」でございます。

こちらは、経費節減目標を達成するような予算編成を行ってまいりまして、この点につきまして、自己評価をBとさせていただきます。

47ページを御覧ください。

こちらは、項目としては最後になりますけれども「IV-1 その他業務運営に関する重要事項」につきましては、具体的な取組は、次の48ページに書かせていただいております。

就労環境の整備や内部統制体制の強化、監査の適切な実施や情報セキュリティ体制の着実な実施といったこと。これらをそれぞれの目標に沿いまして進めさせていただいております。この項目につきましては、通期で自己評価をBとさせていただきます。

駆け足恐縮でございましたが、こちらからの説明は以上です。よろしく申し上げます。

大野部会長

ありがとうございました。

次に、GPIFの内田理事長より、先ほど令和6年度の状況を踏まえてコメントをいただきましたが、第4期中期目標期間の状況を踏まえて、今後のGPIFの業務運営について御発言をいただければと存じます。

内田理事長

第4期中期目標期間につきましては、スタート時点で御案内のとおり、新型コロナウイルスによりまして、急速かつ大幅な景気悪化に直面いたしました。

これに対しまして、主要国は、財政、金融面におきます各種政策を総動員した結果、株式市場やクレジット市場が大きく持ち直しました。

一方で、地政学リスクに伴います資源価格の高騰、ボトルネックインフレ等々で、先進国が利上げ実施。このような環境の中で、足元では、米政権が貿易関税を大幅に引き上げるということで、金融市場は、値動きの荒い展開ながら、今日も議論にいただいております。

すけれども、全体として市場環境としては、良好な状態で進んでおりました。

これらの環境下で、GPIFといたしまして200兆円を超えます、巨額な運用資産を1つのポートフォリオとして運用する投資家として、世界に類型がございませんで、非常にリバランス等に困難を伴いましたけれども、基本ポートフォリオに沿って、機動的かつ効果的なリバランスを行うことに注力した結果、御報告のとおり、安定的な収益基盤を構築することができました。

また、データサイエンスを活用した定量分析を進め、アクティブファンドの能動的なポートフォリオ運営にも取り組みまして、リスクを抑えつつ超過収益を確保する戦略も強化してございます。

オルタナティブ投資につきましては、定量分析、リスク管理の充実を図りながら、新たな投資を実行し、コミットメント額は約7.4兆円、時価総額は4.2兆円と増加し、超過収益の源泉の多様化に貢献をしております。

ESG、スチュワードシップ活動につきましては、被保険者の利益を長期的に確保するという原点に立脚しまして、ESG指数投資をリバランスの対象といたしまして、リスク、リターンの適正化を行うことといたしました。

これらの結果、新たに当期から入っております新たな目標、複合ベンチマーク収益率を確保してございまして、総じて年金財政上必要な運用利回りを最低限のリスクで確保するという法人のミッションは達成できていると、自己評価しているところでございます。

なお、今後の法人の業務運営上の課題といたしまして、私どもでは、次の3点について優先的に取り組んでいきたいと思っております。

まず1点目は、今日のこの部会でも、様々な委員の方から御意見をいただいております、人事運営、管理の強化でございます。

第4期中期目標期間は、運用の高度化に向けて運用専門人材の採用を拡大しましたが、その運用専門人材の職員の方々が、各々の専門性を生かして、安定的な収益基盤を構築したことに加えて、組織運営を支える全ての職員が、使命感を持って職務を着実に遂行した結果、大きな成果につながったと評価をしております。

ただ、先ほどの運用実績で言及いたしましたとおり、運用資産規模の拡大に伴いまして、膨大なデータ解析によるポートフォリオ運用の精緻化、市場影響を与えないリバランス取引の高度化、オルタナティブ投資の運用手法の多様化など、運用専門人材のさらなる強化に加えまして、フロントの資産運用業務を支えるリスク管理、ミドル、バック業務、運用理論の調査研究、コンプライアンス監査など、人材の補強が急務でございます。

GPIFは現在、約190人の職員で業務を行っておりますが、昨年度の資金運用部会における議論で触れましたとおり、当法人において優秀な人材の確保、育成、定着は極めて優先順位の高い経営課題と認識してございまして、そのために、人事担当の組織を増強し、中途・新規採用、それから人材研修、人事の研修ですね、これは階層別、テーマ別に行っております。それから、人事制度評価等の抜本的な形で強化をしてまいりたいと思っております。

す。

2点目は、ITのシステムの強化です。先ほども申し上げましたとおり、運用業務の高度化に対応するためには、膨大な運用データを迅速かつ正確に把握して分析し、効率的なポートフォリオ運営につなげるIT基盤の強化が欠かせません。

来年度に向けては、新システム基盤への移行の準備を進めておりまして、データサイエンスに基づくポートフォリオ運営、リスク管理の高度化を目指すとともに、データ管理の透明性を通じて法人内のガバナンス向上を図りたいと考えております。

3点目は、リスク管理体制の強化でございます。

運用リスク管理の高度化、強化が中心となりますが、情報セキュリティ、コンプライアンスを含めて、統合的なリスク管理体制を構築し、いわゆる3線体制による強固な運用ガバナンス体制を整備してまいりたいと思っております。

最後になりますけれども、GPIFは被保険者の利益のために、長期的な観点から運用を行い、年金財政の安定に貢献することが使命でございます。国民の大切な年金積立金を運用する専門家集団として、国民の皆様から一層の信頼を得られるよう、引き続き役職員一同、全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

大野部会長

ありがとうございました。

それでは、GPIFからの御説明や御発言を踏まえて、第4期中期目標期間業務実績評価の主務大臣評価につきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

高島資金運用課長

大臣評価の案に関して御説明申し上げます。資料の2-3、スライドで言うと⑨になるかと思っておりますけれども、お聞きください。

2ページ、総括表でございます、総合評定案はA評価としてございまして、法人の自己評価と同じ評価となっております。

3ページをお聞きください。

「I-1 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針」の評価案、これは、A評価としてございます。

左側の欄のところを御覧いただければと思っておりますけれども、これまでの5年度分の単年度評価を記載してございますが、それを総合的に判断してA評価としてございます。

先ほど理事長の御発言にもございましたとおり、この5年間を振り返って、コロナ拡大、ロシア・ウクライナ侵攻、世界的インフレと非常に市場環境が不安定な要素が多い中、市場への影響、コストなどを勘案しながらも流動性の確保、リスクの管理・抑制、超過収益の獲得に向けた取組、こうしたことをバランスよく実行できる体制を確立、定着いただい

たという点が大変高く評価すべきと考えており、この取組全体をそのように総括してご
います。

4ページは、その上でございますけれども、新たな取組としてアセットオーナーに關
するプリンシプル、取組方針、こういったものを策定、公表、また、様々な取組をしていた
だいているということで、所期の評価を上回る評価としてA評価としてございます。

5ページをおめぐりください。

「I-2 基本的な運用手法及び運用目標」でございます。これに関してもA評価とし
てございます。

これは、中期目標期間中のパフォーマンスを評価する項目でございますけれども、資産
全体での収益率は累積で+65.42%、額では、累積で約98兆円という状況でございます。

6ページの冒頭のところでございますけれども、複合ベンチマーク、この超過収益率に
関しては、年率換算率で+0.06%と、各資産では国内債券、外国債券の2資産でプラスの
超過収益率を確保いただいているということでございます。

真ん中のほうに書いておりますけれども、年金積立金の実質的な運用利回り1.7%を求
めるのに対しまして、この24年間で3.99%を達成いただいていると、市場環境が非常に大
きな動きをする中で、かつ巨額な資産を運用するという、この中でパフォーマンスを達成
していただいております、全体総括をしてA評価としてございます。

今後の課題を、下のほうに書かしていただいておりますけれども、今、お話がありま
したとおり、データマネジメント、こうしたことの充実を図りながらも、年金の積立金管
理運用の精緻化、効率化に資する体制整備、これに引き続き取り組んでいただきたいと考
えてございます。

7ページを御覧ください。

「I-3 運用の多様化・高度化」でございますけれども、評価案は、これも全体通じ
てA評価としてございます。

アクティブ運用に関しましても、最新のデータサイエンスに基づく選定を進めて、新た
なファンドの選定で、そのリスクの調整のためのパッシブファンドの選定という形で、き
め細かく対応いただく結果として、国内債券及び外国債券資産で超過収益を獲得いただ
いているという状況でございます。

8ページを御覧いただき、ESG投資について記載させていただいております。リスク調整
ファンドの設置など、長期的なリターンの向上につながる運用の多様化・高度化に取
組んでいただき、また、オルタナティブ投資に関しましても、投資一任方式、ファンド・オ
ブ・ファンズの投資に加えて、LPSによる投資、こうしたものを使うことで良質な案件を
着実に積み重ねるということで、オルタナティブ資産の時価総額が4.2兆円に至っている
という状況でございます。

9ページを御覧いただければと思いますけれども、オルタナティブ資産の資産固有の考
慮要素を踏まえて、安定的な収益確保、超過収益率を高めるということで、資産管理の強

化、投資パフォーマンスの分析手法を高度化・精緻化といった、質的な取組にも取り組んでいただいているということです。収益の源泉の多様化に進展をいただいております、A評価とさせていただきます。

10ページでございますけれども「I-4 運用受託機関の選定、評価及び管理」、これもA評価とさせていただきます。

委託運用をしている全てのファンドの総点検の実施でございますとか、継続的にマネジャー・ストラクチャーの再編、市場環境の急変に迅速対応いただいているということで、真ん中のほうでございますけれども、アクティブファンドの選定、超過収益獲得能力が高いと評価したファンドの選定に注力いただいて、令和6年度末、アクティブファンドの残高は約17兆円と、令和4年度の投資開始から594億円の超過収益獲得というパフォーマンスを上げていただいております。

11ページでございますけれども、オルタナティブ投資、ESG投資のファンド選定、こうしたことが着実に進んでいることを記載させていただいております。これは法人において、運用機関、ファンドを分析する能力が高まったことの成果と考えてございます。

ファンド数、令和6年度末で236ファンド、適切な管理のもとで、資産全体での超過収益率は年率換算で+0.06%という成果を上げていただいております。

12ページでございますけれども、今後の課題を書かしていただいております。

インハウス運用の御指摘もございましたが、透明性のある、また、業務執行の透明性、公平性の確保は、被保険者の皆様の御理解をいただく上で、極めて重要な要素と考えてございますので、しっかりと、こういったものが図られる体制確保に努めていただきたいと思いますということを、改めて書かせていただいているわけでございます。

13ページを御覧いただければと思います。

「I-5 リスク管理」に関する評価案でございますけれども、こちらはS評価とさせていただきます。

リスク管理ツール、これは複数活用いただいて、日次で精緻な分析を実施し、また、インハウスでは、国内株価指数先物取引を開始して、より効果的なポートフォリオ管理に活用いただいているということでございます。

14ページを御覧いただければと思います。ポートフォリオ全体の内部管理に関して、資産の種類、また、資産の性格に着目した分類に基づく管理を実施していただき、ポートフォリオ全体を俯瞰したリスク管理の精緻化に取り組んでいただいております。

こうしたこと全体を総括して、15ページでございますけれども、質的、量的に上回る顕著な成果があるとしてS評価と示してございます。

16ページでございますけれども、スチュワードシップ責任、ESGを考慮した投資に関して、こちらはA評価とさせていただきます。

超長期の機関投資家として、市場の持続的成長を推進することを求める内容でございますけれども、スチュワードシップ活動では、コロナ禍の中であっても、企業向けアンケー

トでございますとか、インタビューの実施、あとは、エンゲージメントといった取組を進めていただき、エンゲージメント強化型パッシブファンド、こちらは、真ん中のほうにも書いていますけれども、新たに2社採択し、計4社に拡大するといった取組を進めていただいております。

17ページでございますけれども、アセットオーナー・プリンシプルの受入れ、ラウンドテーブルの創設、スチュワードシップ活動の基本的な考え方を改めて明確にするといった取組を通じて、企業からの高い評価もいただいているということでございます。

ESG投資に関しましても、中期目標期間中に新たに4指数追加いただいて、合計で9指数、全体では18.2兆円の運用資産額ということで取り組んでいただいております。

また、これは基本ポートフォリオに対するリスク低減を図りながらも、ESG指数投資の実施ということにも取り組んでいただいているということでございます。

18ページでございます。先ほどの御説明にも触れますが、サステナビリティ投資方針、こういったものの策定など、様々な取組をいただいているということで、A評価としてございます。

19ページでございます。情報発信、広報に関して、これはA評価としてございます。

被保険者に対する説明責任を果たす、ひいては国民の理解を得て、運用の透明性を確保するという観点からの取組でございますけれども、伝わりやすさとファクト発信、これを軸にSNSなどのオウンドメディアを効果的に活用した広報、情報発信に取り組んでいただいているということでございます。

20ページに列挙してございますけれども、CIOによる解説をはじめとして、顔の見える情報発信、こうしたもので法人の認知度、信頼度を高める取組を進めていただいているということ。

21ページでございますけれども、A評価と総括をしてございます。

22ページは、今、縷々申し上げた1-1から1-7の項目全てを束ねた年金積立金の管理運用業務の全体評価を記載してございますが、A評価としてございます。

冒頭にも申し上げたとおり、真ん中のほうにも置かせていただいておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大、ロシア・ウクライナ侵攻、世界的なインフレ、こうした変動が大きく不安定な市場環境の中でも的確に対応し、運用の多様化、高度化、リスク管理などの様々な重要度の高い項目にもしっかりと対応いただいているということで、目標を上回る成果としてA評価としてございます。

24ページからは、効率的な業務運営体制に関する項目を列挙してございます。いずれもB評価としてございます。

まず、24ページは、II-1、組織運営体制に関するものでございますけれども、法務室の新設でございますとか、運用専門職員の報酬レンジの見直し、運用専門職員の新卒採用のための区分の新設といった取組を進めて、2025年度当初で187名、運用専門職員もほぼ倍増しているという状況でございます、取組が進められています。

続いて、26ページでございますけれども、「III－1 財務の改善に関する事項」でございますけれども、こちらはB評価としてございます。

節減目標をしっかりと達成いただくとともに、経営委員会のガバナンスのもとで、PDCAサイクルの取組をしっかりと回していただき、予算編成を徹底いただいているということでございます。

27ページ、IV－1でございます。その他の業務運営に関して、B評価としてございます。

高度専門人材、外部コンサルを加味した上での採用といったものに取り組んでいただく。また、研究の分野でもGPIF Finance Awardsを3年度にわたり実施いただき、研究者の裾野を広げる取組を実施いただいていると評価してございます。

28ページ、内部統制に関してでございますけれども、コンプライアンスチームの設置でございますとか、外部監査人による情報セキュリティ対策に対するマネジメント監査の実施、こうしたものを適時適切に対応いただいているということで、B評価としてございます。

大変駆け足の御説明になりましたが、以上になります。

大野部会長

ありがとうございます。

それでは、GPIF及び事務局から説明のありました、第4期中期目標期間実績評価につきまして、委員の皆様から御質問や御意見がございましたらお願いいたします。

先ほどと同様の方法で御発言の意思を示していただけましたら、私のほうから指名させていただきます。

フロアの方は、ネームプレートを立てていただき、オンラインで御参加の委員におかれましては「手を挙げる」ボタンを押して、御発言の意思をお示しいただければと思います。

では、玉木委員、お願いいたします。

玉木委員

GPIF及び厚労省によります評価につきましては、何ら違和感はございません。

その上で、1点だけコメントを申し上げます。

昨年度、アセットオーナー・プリンシプルが策定されるなど、新たな議論が沸いてきておりました、これをGPIFとしてももちろん受け止めておられて、様々な試みをなさっておられることは、評価できるところでございます。

そういったことを申し上げた上で1つ申し上げますと、やはり、ああいったものが資産運用立国など、政府の大方針のもとで出てきたということは、GPIFをはじめとするアセットオーナーと、それから各運用業界、アセットマネジャーとの間の建設的な関係が、我が国の経済によい影響を与えるとか、あるいはGPIFの場合であれば、被保険者の利益に最終的にはつながっていくといったことが必要なのだろうと思います。

そういった点について、GPIFではマネジャーセレクションとか、様々な日常的なマネジャーとの会話について、かなり洗練されたものが行われているだろうと思いますし、また、そうであるからこそ、良いパフォーマンスが数値として上がっていると思うところがございます。

また、マネジャーとの関係におきまして、ESG投資などのお仕事は大変増えておるかと思えますけれども、先ほども、例えばエンゲージメント強化型ファンドとか、いろいろな新しいものが毎年出てきているわけですが、そういった活動につきましては、全てコストがかかるわけですね。コストがかかるものは、もちろん誰かが負担するわけですが、GPIFとして、コストをかけるに値するという御判断があるから、そういうことをなさっているのだろうと思います。その点につきましては、コストがかかると思う、だけれども、やるべきだと思うといったことを体系的に、国民に説明するといったことにつきまして、御努力を払っていただきたいと思えます。

これは、やるとすれば、日本中を見回して一番適した役者は誰かという、GPIFではないかと思えますので、また、今日の御報告をいただきましても、やっておられるなという感想を強く持つところがございますけれども、この点につきましては、GPIFの一層の役割に期待したいところがございます。

以上です。

大野部会長

ありがとうございます。

では、GPIFからの御回答をお願いいたします。

重元審議役

ありがとうございます。

アセットオーナー・プリンシプルが策定されたことを受けて、私どもでも、御案内のとおり、アセットオーナー・プリンシプルについての取組方針というのを策定したものでございます。

その中に、被保険者の利益のために長期的な投資収益を確保する観点から、スチュワードシップ責任を果たす取組等を行うということも内容の1つとして入れているところでございますので、そういった長期的な意味で被保険者の利益にかなうという思いのもとで、この取組をしっかりと進めて、そういった取組の成果もしっかりとPRしていくようなことにも取り組んでいきたいと思えます。

以上です。

大野部会長

ありがとうございます。

玉木委員、何かございますか。

ありがとうございます。

では、ここでオンラインからの御参加の委員からの御発言をいただきたいと思います。

岡野委員、お願いいたします。

岡野委員

御発言の機会をいただき、ありがとうございます。これまでの御説明もありがとうございました。

まずもって、自己評価と大臣評価は、いずれにも異論はございません。

評価したい点1件と、御要望を1件お伝えさせていただきたいと思います。

まず、資料2-3、大臣評価案の説明の中の「I-2 基本的な運用手法及び運用目標」の評価項目の資料上、5ページの内容になりますが、こちらの下段のほうに御記載いただいておりますとおり、第4期中期目標期間、5年間の内容におきまして、資産全体での収益率が累積で65.42%、額で申し上げれば約98兆円の収益を達成されていること、そして、実質的な運用利回りに関しては、累積で3.99%と、目標を大きく上回る結果を確保されている点におかれましては、高く評価させていただきたいと思います。

続けて要望となりますけれども、議事1の中でも複数の委員から御意見があったと思いますが、広報の点について意見をお願いしたいと思います。

評価項目I-7、資料の19ページになりますが、情報発信・広報及び透明性の確保の点につきまして、ユーチューブやXなどの積極的な活用について御報告をいただいております。この点、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

その上で、6月まで行われておりました、25年の年金制度改正議論におきまして、一部のメディア報道や個人のインフルエンサーの影響もあると思いますけれども、改正内容に関する誤解が生まれることなどがあった点を記憶しておりまして、正しい情報発信の重要性ということを強く感じたところでございます。

GPIFの皆様が取り組まれている運用などの活動におきましては、有識者である皆様は異なると思いますが、一般感覚で申し上げれば、なかなか理解し難い分野であると認識しています。

これまでも御尽力されているところは十分承知しておりますけれども、被保険者は有識者ばかりではございませんので、引き続きGPIFという組織や運用に関して、被保険者はもちろん、国民の理解が深まる取組の推進をお願い申し上げたいと思います。

以上です。

大野部会長

岡野委員、ありがとうございます。

情報発信につきまして、年金制度に関しての情報発信ということで御意見をいただきま

した。

GPIFからコメントをお願いできればと思います。

重元審議役

ありがとうございます。

広報の件につきましては、今までも、例えば年金積立金の役割であるとか、長期分散投資の効用やESG投資の意義などといった、重点的なテーマを決めて繰り返し訴求をしてきたということもありますけれども、今、御要望いただきましたことも踏まえまして、ファクト関係、正しい事実をきちんと発信するということにも、引き続き注力をしてまいりたいと思います。ありがとうございます。

大野部会長

ありがとうございます。

引き続きまして、オンライン参加の福田委員、お願いいたします。

福田委員

ありがとうございます。

私も中期目標の評価に関して、特に異論はございません。

その上で簡単に申し上げさせていただきますと、中期目標は、制度的に5年間の評価ということにはなっているわけでございます。けれども、GPIFの運用というのは、5年では、むしろ短過ぎるぐらいで、50年、場合によっては100年を見据えた運用をしているということなので、そういった観点での広報といいますか、説明も重要なのだろうと思います。

もちろん、例えば業務運営の効率化等は、5年で十分な評価をしなければいけないし、それでできていなければ、問題を指摘するということは大事なのだろうと思います。けれども、例えば、先ほど調査研究、GPIFアワードみたいなものも厚生労働省さんのほうから評価する旨の評価がありましたけれども、それは、研究の裾野を広げていくということで、私も非常に重要なことだと思いますけれども、それが5年で成果が出て、何か貢献するかというと、必ずしもそういうものでもないということになると思います。では、何でそんなところにGPIFはコストを使っているの、無駄ではないのということにはならないように、やはりGPIFの組織というのは、もちろん毎年毎年のリスク管理は大事ですけども、本当に5年では短過ぎて、何十年、場合によっては100年を見据えた運用期間であるということをきちんと広報して、やっていることのいろいろな取組もそういうことを見据えたものが多いのだということ、幅広く説明していくということは大事なだろうと思いました。

私からは以上です。

大野部会長

ありがとうございます。

GPIFからの回答をお願いいたします。

重元審議役

ありがとうございます。

御指摘のとおり、GPIFは超長期投資家という立場でございますので、そういった観点から年金積立金の制度における役割といったことも含めた、そういった長期運用の大切さなどについても、しっかりと広報に取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございます。

大野部会長

ありがとうございます。

そうしましたら、フロアに戻りまして、佐藤委員、お願いいたします。

佐藤委員

ありがとうございます。

私も評価につきましては、異論がございません。その上で質問に近いコメントがあります。

結局のところ、ここに掲げられている全ての目標を支えるのは人でございます。これは、昨年度いろいろ議論がありまして、今後の中計では重点項目になりますけれども、こちらが評価としても高い評価につながるように、ぜひ頑張ってほしい。

先ほど、理事長さんがおっしゃいました3つの施策の中でも、最初の人確保、定着、そして育成ということが非常に重要かと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

リスク管理も、ずっとSですばらしいことなのですが、それは既にもう過去のことなので、今後もこの評価を得られるように頑張ってほしい。

そして、運用なのですが、Aが十分に高い評価であることは承知しているのですが、こちら、これだけの資産運用規模のものを不安定な市場環境も交えながら高い実績を上げている、私はSでもいいのかなと思うのですが、GPIF側として、Sに向けて、課題として感じる、特に運用において課題としていることがあれば、教えていただけないでしょうか。

以上です。

大野部会長

ありがとうございます。

では、GPIFからの回答をお願いいたします。

重元審議役

では、1点目の人材確保については私から、先ほどの前のパートでもお答えしたかもしれませんが、人材確保に関しましては、第5期中期計画におきましても、その人材の確保を戦略的に進めるための機能強化という部分を、運用の目標のほうに位置づけたということもありますので、しっかりと人材の確保と、優秀な人材が定着をしていくような仕組みづくりということに、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

吉澤理事

運用の課題について、私のほうから御説明させていただければと思います。

先ほど、中期目標期間の振り返りでもありましたけれども、意図しないリスクを削減するというのが前中計の大きな課題だったと認識しておりまして、それが数字で表れるような形で、13から27bpというトラッキングエラーの結果を得たと思っております。意図しないリスクは大分削減できてきたかなと思うのですが、その中で、先ほど大森委員からもありましたけれども、既にトラッキングエラーを取るような行為をしておりまして、アクティブファンドの選定であったりとか、オルタナティブ投資というものに取り組んでおります。

最低限の意図しないリスクを回避した上で、超過収益を獲得していくというのが、今中計の課題の大きな点と思っております。既に4月は、かなりボラティリティの高いマーケットで始まっていますので、アクティブトラッキングエラーを取って超過リターンを得るというのも相当難しい局面になってきております。リバランスについても資産額が大きくなってきますので、我々は進化していかないといけないという課題も持っておりますし、その上で、超過収益をきちんと獲得していくというのが、今中計の大きな課題であり、目的であると認識しております。

私からは以上です。

大野部会長

ありがとうございます。

佐藤委員から、何かありますでしょうか。

佐藤委員

ありがとうございます。

本当に大変だと思いますけれども、頑張ってください。

大野部会長

ありがとうございます。

そうしましたら、加藤委員、お願いいたします。

加藤委員

ありがとうございます。

私も評価の内容については異存ありません。1点コメントいたします。

資料の2-2の34ページで、スチュワードシップ活動とESG投資の効果測定について御説明がなされているかと思えます。

このような活動は、GPIFの公的な機関としての説明責任を果たすという観点から、非常に高く評価されるべきであると考えております。

1点気になりましたのは、この外部機関との共同研究の内容については、既に幾つか公表済みである、ウェブサイトにも掲載されていると理解しております。

こういったGPIFによる研究成果が、アカデミアの世界でどのように今後評価されていくのかということも、やはり非常に重要であるかと思っております。GPIFによる、こういった情報発信が、アカデミアの世界、特に、この分野に関する実証研究、理論研究は非常に活発に行われていると理解しておりますので、そういったアカデミアの世界で検証されて、また、いろいろな課題が出てくるかと思えます。そういったものを積極的にGPIFの活動に生かしていただければよいのではないかと思いました。

私からは以上です。

大野部会長

ありがとうございます。

GPIFからコメントをお願いいたします。

重元審議役

ありがとうございます。

スチュワードシップ活動、ESG投資の効果測定ということで、資料の34ページにも載せておりますけれども、こういったことも含めまして、いろいろな研究成果を世に問うて、評価をしていただき、その評価の結果を我々のほうでも生かしていくという取組につきましても、引き続き進めていきたいと思えます。ありがとうございます。

大野部会長

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、大森委員、お願いいたします。

大森委員

御説明ありがとうございました。

5年間を通して拝見いたしまして、この運用の高度化を目指して様々な新規の取組を行っていることが見えてまいりまして、非常に頼もしく感じるところでございます。

先ほどの令和6年度の報告及び評価と、全体でパラレルになっていますから、特に私も修正の意見はありませんし、パフォーマンスや、その他の評価に対するコメントも同様になります。

その上で、1つ、2つ少し追加したいと思います。

小さいことなのですが、業務運営の効率化の一般管理費の部分が、毎年達成度が100%となっています。ですけれども、これは、経費の節減の目標に達したらやめてしまうということではなくて、多分100%以上されていると思いますので、今回修正するということではありませんけれども、100%以上の数字でもよいのかなと思われました。

あと、もう一点なのですが、情報発信、広報についてなのですが、効果測定のところ、信頼できる割合が、5年間で増えているということなのですが、これが非常にうれしいことだと思います。

皆様のGPIFに対する信頼の重要性は、これまでの議論でも何度も言及されておりまして、論をまたないわけですが、特にGPIFの場合は、他人様のお金を運用しておりますから、この信頼がないと、適切なリスクテイクができないわけですね。つまり、皆様からGPIFなら任せられるとならないと運用ができなくて、結局、適切なリスクテイクができなくて、パフォーマンスが得られなくて、我々国民が損をするということになってしまいますから、こちらは非常に大事だと思います。

こちらの信頼は情報発信の項目のところにありましたから、今、私が述べているわけですが、情報発信だけで、もちろん達成できるものではなくて、実績、パフォーマンス、それから規律ある運営、そういったものと合わせまして、情報発信が効いてくるのだと思います。

これからも、信頼とリスクテイクとパフォーマンス、この好循環が保たれるような情報発信を期待したいと思います。

コメントは以上です。

大野部会長

ありがとうございます。

では、GPIFから回答をお願いできますでしょうか。

重元審議役

ありがとうございます。

経費節減の目標の部分で、ここは、資料2-2の46ページにもありますけれども、前年度との比較で1.24%節減した場合に、その結果を捉えて100%としているということで、ここについては、その評価は、どういう評価の達成度の表現ができるかということについて

は、よくよく相談をしたいと思います。

それから広報につきましては、GPIFを信頼できる割合というのが4割ぐらいということで、年々伸びているという結果ですが、若干、近年頭打ちになっているような部分もグラフからは見て取れる部分があります。

そういった部分については、さらなるGPIFに対する認知度を高めていくとともに、運用の役割とかを地道に広報をしっかりとしていくことで、高めていきたいと思っております。ありがとうございます。

大野部会長

よろしいでしょうか。

大森委員

ありがとうございました。よろしく申し上げます。

大野部会長

では、徳島部会長代理、お願いいたします。

徳島部会長代理

この5年間の大臣評価を並べて考えますと、令和2年度にコロナの直撃を受けて、かなり評価がばらついて以降は、かなり安定した評価を獲得してきたと考えております。

その中でも、やはり特筆すべきは、リスク管理が5年間ずっとSを取り続けられたことです。パフォーマンスという単純に成果の見えるものではないのですが、この点についてGPIFがすごく努力をされて成果を上げてきて、この部会でもちゃんと評価を認めてきたということ、法人としては、ぜひ胸を高く張って、やることはやってきたと言っていたいただいて構わないと思います。

そういった意味では、今回の中期計画の主務大臣評価案について異論はございませんが、2点ほどコメントをさせていただけたらと思います。

法人の資料2-2のスライドでいくと45番です。中段のところ、運用の専門職員の増減の表がございます。これは、部会にも数年前から出していただいていますけれども、運用専門職員は20名ほど累計すると退職した形になっています。

その理由、上の矢羽根のところを見ますと、2番目のところで、一部処遇への不満等による退職者も存在と、正直に書いていただいているのですが、逆に、これは、むしろより高い処遇へのステップアップとか、前向きニュアンスで書いていただいたほうが良いと思います。

理事長からは、先ほどそういった運用専門職員の確保、定着ということを言われましたが、実際、海外の年金等を見ていると、やはり外から入ってくる人がいれば、当然より

良い処遇を求めてステップアップして出ていくという方もいらっしゃいますので、必ずしも囲い込むのではなくて、しっかり処遇をして働き続けていただくことが適切かと思いました。

もう一点、コメントとしては、今回の資料の中で5年間を見たときに、なぜかAIという単語が1回も出てこなかったという気がします。私たちの日常の業務とかを考えますと、この5年間で随分変わったのが、やはりAIの活用とか、それによって業務の省力化であり、高度化でありといったことが進んできたかと思えます。ぜひ、そういったAI等の新しい技術への取り組みについて、次期中期計画期間にはますます出てくると思えますので、御注力いただけると、引き続き高い評価ができるのではないかと思います。

私からのコメントは以上です。

大野部会長

ありがとうございます。

では、GPIFから回答をお願いいたします。

重元審議役

ありがとうございます。

1点目の人材の確保、特に運用専門職員の関係でございます。運用専門職員に限らずに、能力の高い職員の確保、定着を図るということに、しっかりと取り組みたいと思えます。

また、資料の表現につきましては、今後工夫をさせていただきたいと思えます。

それから、AIの活用につきましても、運用業務をやっていく中で、どうやってこういったものを活用していけるのかということも、我々はしっかりと研究、検討していきたいと思えます。ありがとうございます。

大野部会長

よろしいですか、ありがとうございます。

次に、オンラインからの御参加の原委員、お願いいたします。

原委員

ありがとうございます。

先ほど何人かの方が出たので、私も追加でコメントというか、させていただきたいところがあるのですが、広報のことの中で、以前に1回御質問をさせていただいたこともあると思うのですが、GPIF認知者の方に信頼できるということで、認知されている方も増えてきて、その中では信頼できるという方も増えているというのは、非常に取組をなされていることだと思います。今後については、認知されていない方といいますか、より一層GPIFの認知度を高めていくと、そういうお話があったと思えます。もう一つ、先ほど公

的年金の改正ですとか、そういったお話があったので、それに絡めて、1つご提案というかお願いをさせていただきたいのですが、公的年金について、あるいは公的年金、私的年金問わずだと思うのですが、そういったことの意義とか役割ですとか、改正事項などを国民の方に直接伝えるという方法もあると思うのですが、その間に居る人があると思います。

それは、年金関係者とか実務をやっている方とか、あと、士業の人とか、金融機関関係者とか、そういった年金に公的・私的問わず携わっている方に対しても、ぜひ情報の開示というものをお願いしたいと思います。そのような年金に携わっている人が、GPIFさんの活動を、このような細かいことまで全て把握していらっしゃるかというと、なかなか残念ながら、まだ、そこまでいっていない部分があると思います。もちろんユーチューブですとかSNSで一般の方に、広く広報していくということも大事だと思います。一方で、地道な活動になるかもしれませんが、以前にお聞きしたときに、依頼があれば、研修や講演などそういったところに出向いて説明しているということもお聞きしたことがありましたので、そういった方々に、GPIFというもの、活動内容というものも当然知っていただくということも、今後ですけれども、ますます必要になっていくのではないかなと思います。

そういった方々から、残念ながら誤った情報が発信されてしまうということも考えられますので、草の根の部分かもしれません、地道な活動、広報活動、教育活動かもしれませんが、そういった依頼等あれば、研修や講演ですとか、GPIFさんの活動報告といったことも、依頼等があれば出向いてやっていていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

以上です。

大野部会長

ありがとうございます。

では、GPIFから回答をお願いいたします。

重元審議役

ありがとうございます。

まず、1点目の認知度を高めるという点につきましては、メディアに対するメッセージ、私どものメッセージ訴求もある程度進んだということもありまして、短期的な運用収益に関するテレビや新聞の露出も減ったというか、少し落ち着いたということもあり、少し認知度も頭打ちになっているかなというところは、私共も認識しているところでございます。

したがって、まずは認知していただくということが一番大事ですので、従来から行っておりますSNSによる発信に加えまして、新たな広報チャンネルについても何かできないかということについて、引き続き検討していきたいと思っております。

また、2点目の草の根的な制度の理解とか、そういったことにつきましては、我々GPIF

ができることといたしましては、私どものホームページでありますとか、あるいは業務概況書、こういったものの一層の充実を図ったり、あるいは私ども役職員が講演等に出向いて、いろいろな効果的な情報発信をするということが、我々の立場としては考えられるかと思っておりますので、そういったこともしっかりと取組を進めてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

原委員

どうもありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

大野部会長

ありがとうございます。

ほかに御意見のある方は、いらっしゃいますでしょうか。

オンラインからの御参加の委員で、ほかに御意見のある方、もし、いらっしゃいましたら「手を挙げる」ボタンを押していただければと思います。

よろしいでしょうか。

では、御意見が出尽くしたということで、大臣評価案につきまして、御意見を承ればと思います。

第4期中期目標期間実績評価の大臣評価案について、当部会として了承することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

大野部会長

ありがとうございます。では、そのように答申することといたします。

最後に、その他として報告事項がございます。業務実績評価書の訂正について、事務局より報告をお願いいたします。

高島資金運用課長

大臣評価案に関しまして、ありがとうございました。

それでは、参考資料の7、ファイル番号で言うと⑩になりますけれども「業務実績評価書の訂正について」を御覧いただければと思います。

まず、この背景について、法人のほうから御説明いたします。

重元審議役

説明をいたします。

ただいまの資料の表紙をおめくりいただいて、右下に1ページ目とある資料でございます。

す。

本件の御報告につきましては、リスク管理ツールを提供する事業者からの報告によりまして、リスク管理ツールを使用して算出しておりました、令和4年1月から令和7年5月までの推定トラッキングエラー及びVaRレシオに誤差が生じていたということが判明したことに、端を発するものでございます。

本件の原因につきましては、リスク推定値を算出する際に用いる一部の変数の値に誤りが生じていたことによるものでございます。

このことによる具体的な数値の修正につきましては、今、御覧いただいている1ページ目の「訂正内容・箇所」とある部分の3つ目の○の部分、令和5事業年度の業務実績評価書の資産全体の推定トラッキングエラーの変動幅、ここを14から29bpとなっていた部分が、正しくは13から29bp、最小値の部分が1bp下がったという部分でございます。

そのほか、推定トラッキングエラーとVaRレシオの推移グラフに若干の誤差が生じたことというのが訂正の箇所でございます。

これらのリスクファクターにつきましては、事業者から提供を受けているものでありまして、その提供を行った事業者のほうに、その数値の誤りがあったという部分でありますけれども、それぞれの各リスクファクターが、その金融市場の変動に応じて、日々不規則に変化をしていく中で、異常な部分が混入していることを検知するということは、極めて大きな誤差が生じている場合を除きまして、なかなか容易なことではないと認識しております。

今後につきましては、事業者に対しまして、再発防止策と情報共有の徹底を強く求めますとともに、定期的なコミュニケーションを強化するなど、サードパーティーリスクの管理にも努めてまいりたいと思っております。

また、法人内におきましても、外部から調達するリスク推計モデルが内包しているモデルリスクを低減させる観点から、ファクターの異常の察知にも寄与するデータベースの構築を計画しているところでございます。

この部会における御議論に対しまして、御迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げます。

私からは以上です。

高島資金運用課長

修正の書類に関しましては、資料の1ページから2ページにかけてあるとおり、4つの評価書の修正が必要となっております。

箇所は、項目I-5、リスク管理の参考資料であるトラッキングエラーとVaRレシオの数値ということになります。

原因に関しましては、法人の説明のとおりでございます。なかなか難しい事案だと思っておりますけれども、御審議いただいていた資料の訂正が発生するということは残念なことだと

我々としても考えてございます。

法人からも再発防止に努めるという御説明がございました。厚労省としても、その取組をしっかりと注視してまいりたいと思います。

その上で、大臣評定の考え方に関して、最後のところに、スライドで言うと、3ページになります。リスク管理に関しましては、複数ツールを用いて複眼的に実施しております。

今般の誤りに関しましても、法人の投資判断に影響を及ぼすものではないと評価してございます。

また、事務局としては、審議会におけるこれまでの議論の前提を覆すほどのものではないと、そのように評価してございますので、これまでの大臣評価の結果に関しては、維持したいと考えてございます。

この件に関しまして、内田理事長より御発言がございました。

内田理事長

ただいまの当法人の説明に付け加えて申し上げます。

このたび、リスク管理の項目におけます重要な参考資料である推定トラッキングエラー及びVaRの値に訂正が生じまして、当部会におけます業務実績評価の御議論に対して、大変御迷惑をおかけしましたことについて、おわびを申し上げます。

本件は、先月6月9日に発覚したものでございますが、リスク管理ツールを提供する事業者と、当法人のリスク管理担当者が即座に全件調査精査し、7月4日公表の2024年度業務概況書においては、訂正済みの数値で公表をさせていただいております。

国民の皆様は状況を迅速に御報告するという点においては、適切な対応ができたのではないかと思います。

一方、GPIFはファンド管理やリスク管理を含む多くの業務を外部の事業者に委託しております。本件にかかわらず、当法人におけます重要業務におけるサードパーティー管理を一層強化していきたいと思っております。

同時に事案が発生した場合には、迅速に対応し、国民の皆様から信頼される努力を積み重ねてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

高島資金運用課長

以上が、GPIF業務実績評価書の訂正に関する御報告になります。

大野部会長

ありがとうございました。

ただいまの御説明について、各委員から御質問や御意見がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、GPIFの内田理事長から御発言をお願いいたします。

内田理事長

本日は、令和6年度及び第4期中期目標期間の実績に対しまして、御評価をいただきまして誠にありがとうございます。

同時に、大変貴重な御意見、御指摘をいただきまして、重ねて御礼申し上げます。

頂戴いたしました御意見をしっかり受け止め、第5期中期目標期間の取組に活かしてまいりたいと思います。

私ども、繰り返しになりますけれども、被保険者の利益のために、国民の皆様のために、信頼される努力を引き続き続けてまいりたいと考えておりますので、どうぞ御指導をいただけますよう、今後ともよろしくをお願いいたします。

本日は、ありがとうございました。

大野部会長

ありがとうございました。

以上で本日の議事を終了いたします。

最後に、事務局から今後の進め方について、説明をお願いいたします。

高島資金運用課長

事務局でございます。

本日は活発な御議論をいただき、ありがとうございました。

GPIFの令和6年度業務実績評価、そして、第4期中期目標期間実績評価につきましては、本日の御審議を踏まえまして、厚生労働大臣による評価を決定させていただき、GPIFへ通知するとともに、公表を行わせていただきたいと思います。それぞれ決定した内容につきましては、後日、委員の皆様にご連絡をいたします。

以上でございます。

大野部会長

ありがとうございます。

最後に、事務局より連絡事項があればお願いいたします。

高島資金運用課長

次回の部会の開催は、日程をまた調整させていただき、追って御連絡いたしますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

大野部会長

どうもありがとうございます。

それでは、本日の審議は終了いたします。長時間にわたり御審議いただきまして、誠にありがとうございました。